消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事

図面リスト

Ａ建築		Ａ建築		Ｅ電気設備		Ｍ機械設備	
A-01	新営特記仕様書１	A-21	天井伏図	E-01	仕様書	M-01	機械設備特記仕様書
A-02	新営特記仕様書２	A-22	建具表　建具配置図	E-02	分電盤・照明器具図	M-02	機械設備配置図
A-03	新営特記仕様書３	A-23	外構図	E-03	電源引込設備図	M-03	機械設備給排水設備図
A-04	新営特記仕様書４	A-24	部分詳細図	E-04	電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備図	M-04	機械設備給換気図
A-05	新営特記仕様書５	A-25	ホースタワー（１）				
A-06	解体特記仕様書１	A-26	ホースタワー（２）				
A-07	解体特記仕様書２	A-27	ホースタワー（３）				
A-08	解体特記仕様書３	A-28	ホースタワー（４）				
A-09	解体特記仕様書４	A-29	ホースタワー（５）				
A-10	付近見取図	A-30	ホースタワー（６）				
A-11	求積図・面積表	A-31	構造図（１）				
A-12	配置図	A-32	構造図（２）				
A-13	仕上表	A-33	構造図（３）				
A-14	平面図	A-34	構造図（４）				
A-15	立面図	A-35	解体撤去 配置図				
A-16	断面図	A-36	解体撤去 平面図				
A-17	矩計図	A-37	解体撤去 写真（１）				
A-18	平面詳細図	A-38	解体撤去 写真（２）				
A-19	展開図１	A-39	解体撤去 写真（３）				
A-20	展開図２	A-40	仮設計画図（案）				

消防団山崎第２機動分団等拠点施設整備工事

工事仕様書

建築工事仕様（新営）Ver.R6.4.1

１．共通仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び建築工事監理指針の引用項目による。
（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）文部科学省大臣官房文教施設企画部監修「文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）令和４年版」
　※文教施設における特殊実験施設の床、体育館等の床、プール工事に適用する。

２．特記仕様

（1）項目は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（指　　）内番号は、建築工事監理指針の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（5）特記事項に記載の【参考図】【参考図　表】は、標準仕様書の「各部配筋　参考図」の当該項目を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	⊙適用基準等	⊙建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和4年版） ⊙営繕工事写真撮影要領(令和5年版)　国土交通省官房官庁営繕部監修 ⊙鉄筋コンクリート構造配筋要領　（最新版）
	⊙優先順位	１．市監督員指示事項　２．本特記仕様書　３．設計図　４．標準仕様書
	⊙官公署その他への届出手続き等	道路占用その他工事の施工に必要な官公署その他への届出手続き、許可申請等は遅延なく行うとともに、これに要する費用並びに原形修復は受注者の負担とする。（1.1.3）
	⊙工事実績情報の登録（CORINS）	※　登録する　（1.1.4） （請負金額が500万円以上の工事に適用する）
	⊙疑義	工事施工に際し、設計図書並びに参考内訳明細書の誤記、記載漏れ、項目・数量等の過不足、及び納まり・取り合い等に関して工事を施工する上で当然必要と判断されるものが生じた場合、市監督員と協議する。（1.1.8）
	⊙再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）	※　作成、提出する （作成、提出要領等は別表.１による）
	⊙工事関係提出書類	市の担当者指示にによる。
	⊙通信設備	⊙　現場事務所内に電話、ファクシミリ及びＥメール送受信の環境を備えること。 ⊙　常に連絡がとれるように携帯電話等を持つこと。 （現場代理人、監理技術者、主任技術者）
	⊙現場事務所に常備する図書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（令和4年版） 同「建築工事監理指針」上・下巻（令和4年版） 適用基準等に記載の図書
	⊙基準風速	建築基準法に基づき定められた区分等　Vo=（　３４　）m／s
	⊙積雪区分	建設省告示第1455号　垂直積雪量　0.3m
	・電気保安技術者	※　適用する　（1.3.3） ・電動式シャッター　・自動ドア　・舞台装置　・収納式座席装置　・その他
	⊙安全管理及び建築工事に関する注意事項	・　交通整理員は、常駐（ 1 ）人以上配置すること。また、主要資材搬入時など、特に工事車輌の運行量が増加する場合は（ 1 ）人以上追加して配置し、安全管理の徹底に努めること。 ・　工事用関係車輌は、構内に駐車すること。構内に駐車出来ない時は特別の許可を得る以外は、駐車禁止箇所に止めないで適切な駐車場を確保すること。 ・　工事中は、現場を清潔にするのはもちろん、必要な養生および危険防止に万全を期すること。 ・　シンナー等の管理については工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また車両に搭載した状態で車輌を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
	⊙発生材の処理等	・　特定建設資材の分別解体等及び再資源化等　（1.3.11） 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて市監督員に報告する。 ※トラックスケールなどによる処分数量、処分先の確認をマニフェストシステムにて行う事。

特定建設資材及び建設廃棄物		施設の所在地	運搬距離	受入等諸条件
特定建設資材	・コンクリート塊		ｋｍ	兵庫県県土整備部の「建設副産物の処理並びに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守する。
	・建設発生木材		ｋｍ	
	・アスファルト コンクリート塊		ｋｍ	
建設廃棄物	・建設混合廃棄物		ｋｍ	
	・建設汚泥		ｋｍ	
	・生木		ｋｍ	
	・		ｋｍ	

上表は積算条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、標準仕様書に基づき施工計画書に含め、市監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入困難となった場合は、設計変更の対象とする。　（兵庫県登録施設は兵庫県HPを参照）
また、受注者が上記以外でやむを得ず他府県登録施設を使用する場合は市監督員の承諾を受ける。

⊙材料の品質等

本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1）から6）の事項を満たすものとする。
１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
３）安定的な供給が可能であること。
４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを市監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ市監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は市監督員の承諾を受けること。
なお、一旦検収し、これをもって施工したものといえども、後日材料にかしが生じたとき、または不良を発見した場合には市監督員の指示に従い取替えなければならない。（1.4.2）

⊙揮発性有機化合物の放散による健康への影響の配慮

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。（1.4.1）
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
３）接着剤はフタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、及びエチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
使用する材料は以下に示す「ホルムアルデヒド放射量」が「規制対象外」のものとする。

ホルムアルデヒド放散量	該当する建築材料
規制対象外	１．JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ２．建築基準法施行令第20条の7第1項による国土交通大臣認定品 ３．下記表示のあるJAS規格品 a．接着剤等不使用 b．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 f．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種	１．JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ２．建築基準法施行令第20条の7第2項による国土交通大臣認定品

⊙化学物質の濃度測定

文部科学省基準値以下であることを引き渡し前に確認のこと。（1.5.9）
なお、測定方法は、厚生労働省のガイドラインに記載されている標準測定方法に基づいた方法とする。合わせて、公立文教施設においては、「学校環境衛生基準」を遵守すること。

測定時期：　（　工事完了後　）
測定対象室：　室　（　詰所　）
（　　）
測定対象物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンとする。

⊙特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

・技能士

・　・　・　・　（1.5.2）

⊙工事用水

※構内既存の施設を（⊙有償　・無償）で利用できる。
ただし、下記の条件を全て満たすものとする。
１）取出しは構内既設給水管とし現況復旧すること。
２）調査、施工等に要する全ての費用は受注者負担とする。
３）有償の場合は参考メーター（私設）を設置し、市の算出に基づく清算払いとする。
・構内既存のカランを無償で利用できる。

⊙工事用電力

※本工事に必要な工事用電力の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とし、電力会社から直接引き込むものとする。
・既存の100Ｖコンセントを無償で利用できる。ただし漏電対策として、漏電遮断機付きコンセントを使用すること。

⊙竣工検査

受注者は工期内に竣工検査を受け、引渡さなければならない。

・概成工期

工期末より（　）日前
概成とは、別契約を含む施工上密接に関連する工事の工程も考慮し、建築物等の使用を想定し、現場が受検出来る状態まで完了している状態とする。

⊙完成時の提出図書

設計原図を訂正の上、以下のとおり成果品を提出すること。（1.7.1～3）
１、縮小第２原図は保存性・耐久性のある第２原図用紙又は普通紙とし、A３版 ＿ 部作成し、市指定図面ファイルに収めたうえ提出する。
２、金文字２つ折製本は厚手の黒表紙で白焼きし、A４版 ＿ 部提出する。
次のものをCD-R等で(表1と表2に分けて)電子納品する。

表1

フォルダ名	資料大分類	資料小分類
DRAWINGF	完成図	※CADﾃﾞｰﾀ ※PDFﾃﾞｰﾀ
MAINT	保全に関する資料	※保全ﾃﾞｰﾀ入力ﾌｫｰﾑ ・主要資材一覧表 ・仕上表（内部・外部） ・建築物及び物品引渡書

表2

フォルダ名	資料大分類	資料小分類
INSPECT	検査関係資料	・確認申請等変更図ﾃﾞｰﾀ ・省ｴﾈ変更図ﾃﾞｰﾀ ・開発事業等におけるまちづくりに関する条例変更図ﾃﾞｰﾀ
PICTURE	工事写真	・工事写真

上記に示す資料は、可能な限り電子納品としますが、電子化が著しく非効率な場合は、協議により紙等とすることが出来る。この場合、受注者は「様式1-1変更確認書(工事)」を提出すること。

⊙工事写真

次のものを市監督員に提出する。ただし原版は撮影業者の保管とする。（1.2.4）

撮影時		規格	提出部数	仕上げ
着工前	※敷地状況	サービス版（カラー）	1　部	紙媒体
	※付近家屋	サービス版（カラー）	1　部	紙媒体
	※周辺道路	サービス版（カラー）	1　部	紙媒体
工事中	※工事写真	サービス版（カラー）	1　部	紙媒体
完成時	※屋内	キャビネ版（カラー）	3　部	写真専用印刷可
	※外観	キャビネ版（カラー）	3　部	写真専用印刷可
	※外観正面	キャビネ版（カラー）	3　部	写真専用印刷可
着工前・工事中	※上記のうち左記に該当するもの	CD-R	1　部	
完成時	※上記のうち左記に該当するもの	CD-R	1　部	

着工前及び工事中の写真はA４版工事写真帳とし、撮影場所等を記入の上提出する。
工事写真は「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」を熟読し、各工事の施工段階において十分な撮影計画を検討した上で撮影すること。
完成時の写真は金文字A4版アルバムに貼付し、撮影場所等を記入の上提出する。また、撮影業者は建築完成写真の撮影実績があるもので、市監督員が承諾する撮影業者とする。
尚、文教施設は、文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官監修「工事写真撮影要領」を適用する。
電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とする。
電子媒体には「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」の「建築フォルダ構成例」を参考にフォルダを作成し画像ファイルを整理・保存する。

⊙過積載の禁止

受注者は過積載防止の担当者を定め過積載防止に努めるとともに、車輛は積載自重計若しくはトラックスケールにより積載重量を確認し市監督員に報告すること。

⊙契約不適合責任

本工事完了検査日より下記期間内に、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見された場合、受注者の負担において修繕または取り替えなければならない。
2年（工事に設備機器設置を含む場合、設備機器本体については1年）

※本工事完了検査日より2年以内の期間に契約不適合責任検査を受けなければならない。
なお契約不適合責任検査には合格しなければならない。

⊙不正軽油の使用の禁止

１．受注者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第１４４条の３２（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
２．受注者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

2 仮設工事

⊙足場その他　（2.2.4）

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」における「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」・「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん、幅木等の機能を有する足場とする。
※別途関連工事等がある場合は供用すること。

・市監督員事務所等　（2.3.1）

※　設ける（規模　㎡程度）
備品等（・机　・椅子　・ロッカー（鍵付）　・電話　・その他（　））
設備等（・空調設備　・水洗便所　・その他（　））

⊙表示板設置

工事現場出入口附近の見やすい箇所に次の表示板を設置すること。
※工事現場掲示板（市旗「に」、HP参照）に基づく表示板（※A3　・A2　・　）
※事業概要表示板（※A3　・A2　・　）
・暴力追放・不当要求防止等協議会看板（※A3　・A2　・　）
※再生資源利用（促進）計画掲示様式（※A3　・A2　・　）
※週休2日制工事看板（※A3　・A2　・　）

⊙仮設物

⊙仮囲い　範囲　※図示
高さ　※３０００　⊙１８００
種類　※成型鋼板パネル　・カラー鉄板　⊙ガードフェンス
⊙入場ゲート　範囲・規格等　※図示
・仮囲い防音シート養生　範囲　※図示
・外部足場防音シート養生　⊙外部足場シート養生
※仮囲いは美化に努めること。

⊙工事仮設物

自動販売機設置については事前に協議の上設置すること。

・場内洗車設備

・　タイヤ洗浄機　※　ハイウォッシャー程度

3 土工事

⊙埋戻し及び盛土

種別　・A種　※B種　・C種　・D種　・建設汚泥から再生した処理土　(3.2.3)(表3.2.1)(22.2.3)
C種の場合（建設発生土受入量（　）m　発生場所　）

⊙建設発生土の処理　（3.2.5）

※　構外搬出適切処理（搬出調書等を市監督員に提出する。）
・　構内指定場所に敷き均し　・　構内指定場所にたい積

受入場所の明示　：

品　目	施設の所在地	運搬距離	受入等諸条件
建設発生土		ｋｍ	発生材処理の項目参照
基準不適合土		ｋｍ	

検出成分　：　数値　：
（基準不適合土：土壌汚染対策法に準ずる調査によって基準値を超えた土）
上表は積算条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、標準仕様書に基づき施工計画書に含め、市監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入困難となった場合は、設計変更の対象とする。　（兵庫県登録施設は兵庫県HPを参照）
また、受注者が上記以外でやむを得ず他府県登録施設を使用する場合は市監督員の承諾を受ける。

⊙地元、近隣周辺への配慮

※　掘削機械等の使用は、騒音、振動等に配慮し、発生土の搬出入で周辺道路を汚損しないよう、適宜巡回し運搬によるこぼれ及び飛散があった場合は、速やかに除去・清掃の措置を講ずる。

4 地業工事【構造特記及び構造図を優先とし、記載なき事項は本図による】

⊙地盤の載荷試験　（4.2.4）

※　行う　試験位置 建物四隅、中央・　図示
載荷荷重
試験方法 スウェーデン式サウンディング試験　地耐力30kN/m2

・既製コンクリート杭　（4.3.3）

１）種類
※　PHC杭　・　PRC杭　・　SC杭
SC杭の場合、SC杭の鋼管材料　・　SKK400　・SKK490

杭の種類、性能及び曲げ強度区分（種別）、寸法、継手の箇所数等　（4.2.2）（4.3.3）
※　図示　・　下表

		種類 種別	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度 (N/mm2)	杭径 (mm)	厚さ (mm)	杭長 (mm)	継手数	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
本杭	上杭									
	中杭									
	下杭									

杭先端部形状　（4.3.3）
・　開放形　・半開放形　・閉そく形

２）施工方法
・セメントミルク工法　（4.3.1）（4.3.4）
掘削深さ　※図示　・
杭の支持層への根入れ深さ　※図示　・
杭の水平方向の位置ずれ精度　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
根固め液及び杭周固定液の管理試験　※標準仕様書4.3.4(6)(ｺ)による　・

・特定埋込杭工法　（4.3.1）（4.3.5）
・平成13年国土交通省告示第1113号第6による支持力算定式で $\alpha = 250$ 程度を採用できる工法
・平成13年国土交通省告示第1113号第6による支持力算定式で α, β, γ が下記の値を採用できる工法
α=(　), β=(　), γ=(　)

工法
・プレボーリング拡大根固め工法（特定埋込杭工法）
・中堀り拡大根固め工法（特定埋込杭工法）

３）杭継手工法　（4.3.3）（4.3.6）（7.2.5）
・アーク溶接継手　※機械式継手

４）杭頭の処理　（4.3.8）
・処理しない　※処理する（処理方法　※図示　・　）

・鋼管杭　（4.3.3）

１）種類等
杭の種類（材料）、寸法、継手等　（4.2.2）（4.3.3）（4.4.5）
※　図示　・　下表

		種類 種別	杭径 (mm)	厚さ (mm)	杭長 (mm)	継手数	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
本杭	上杭								
	中杭								
	下杭								

２）施工方法　（4.3.5）（4.4.4）
特定埋込杭工法
・平成13年国土交通省告示第1113号第6による支持力算定式で $\alpha = 250$ 程度を採用できる工法
・国土交通省告示第1113号第6による支持力算定式で α, β, γ が下記の値を採用できる工法
α=(　), β=(　), γ=(　)
工法
・中堀り拡大根固め工法（特定埋込杭工法）

３）杭継手工法　（4.4.3）（4.4.5）（7.2.5）
・アーク溶接継手　※機械式継手

４）杭頭の処理　（4.4.6）
・処理しない　※処理する（処理方法　※図示　・　）

⊙砂利地業　（4.6.2）（4.6.3）

※　再生クラッシャラン　・　切込み砂利及び切込み砕石
厚さ（mm）　※　６０　・　５０　⊙図示

⊙捨てコンクリート地業　（4.6.4）

厚さ（mm）　※　基礎下５０　梁下土間下３０　⊙図示

⊙床下防湿層　（4.6.5）

施工箇所
※　建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
※　土間スラブ及び土間コンクリート下に断熱層がある場合は断熱層下

5 鉄筋工事【構造特記及び構造図を優先とし、記載なき事項は本図による】

⊙鉄筋の種類

鉄筋の種類　（5.2.1）（表5.2.1）

種類の記号	呼び名（mm）
※　SD295	※　D16以下　・
※　SD345	※　D19以上　・
・	

⊙溶接金網

網目の形状、寸法等　（5.2.2）

網目の形状、寸法(mm)	鉄線の径	規格
※　100×100	※　6mm	JIS G 3551

⊙鉄筋の継手、定着及び各部の配筋　（5.3.4）（表5.3.4）（5.3.7）

部　位	継手方法	呼び名（mm）
柱及び梁主筋	※　ガス圧接　・　機械式継手 ・　溶接継手	
その他	※　重ね継手　・	

※　SD295はガス圧接継手としてはならない。D35以上の場合は重ね継手としてはならない。
継手、定着及び各部の配筋
※　図示（構造図、構造特記、構造配筋標準図）
明記なき場合は【参考図】１．１から７．３の該当項目による。

⊙鉄筋のかぶり厚さ　（5.3.5）（表5.3.6）

標準仕様書表5.3.5によるかぶり厚さは目地底から算定する。

⊙壁.床開口部の補強

壁開口補強
※　図示（構造図、構造特記、構造配筋標準図）　明記なき場合は【参考図】４．４による。
床開口補強
※　図示（構造図、構造特記、構造配筋標準図）　明記なき場合は【参考図】５．５による。

⊙梁貫通孔の補強

※　図示（構造図、構造特記、構造配筋標準図）
明記なき場合は【参考図】７．１～２による。

・圧接完了後の試験　（5.4.10）

抜取試験　※　超音波探傷試験　（1ロットに対し30箇所）
・　引張試験　（1ロットに対し3本）

・継手

・機械式継手　・溶接接手　（5.5.1）～（5.6.5）

適用箇所	性能	種類又は工法	鉄筋相互のあき	溶接完了後の溶接部の試験	不合格となった溶接部の措置等
※図示					

6 コンクリート工事【構造特記及び構造図を優先とし、記載なき事項は本図による】

⊙コンクリートの強度

・普通コンクリートの設計基準強度　（6.2.1）（6.2.2）（6.2.4）（表6.2.2）

設計基準強度Fc（N/mm²）	スランプ	気乾単位容積質量(t/m³)	適用範囲
・　21	・15　・18		
・　18	・15　・18		
	・15　・18		

・軽量コンクリートの設計基準強度　（6.2.2）（6.10.2）（表6.10.1）

設計基準強度Fc（N/mm²）	スランプ	気乾単位容積質量(t/m³)	種別	適用範囲
・　21	・		・1種　・2種	
・	・		・1種　・2種	

・非構造体コンクリートの設計基準強度

設計基準強度Fc（N/mm ）	スランプ	気乾単位容積質量(t/m)	種別	適用範囲

⊙構造体強度補正値　（6.3.2）

※補正の要否
気温による構造体強度補正値（S）は下表とするが、市監督員と協議し承諾を得た場合は、実情に応じた値を使用することができる。

１）材齢28日までの平均気温による構造体強度補正値(S)は下表による　単位　N／mm²

姫路	打設日	4月1日～11月30日	11月28日～2月24日	1月2日～1月24日
	構造体温度補正値（S）	3	6	3

（6.12.2）

⊙アルカリ骨材の無害判定　（6.3.1）（6.9.2）

無害判定を確認するため、コンクリート配合計画表に骨材の試験結果を添付する。

⊙混和材料　（6.3.1）（6.3.2）

種類　※　混和剤　・　混和材
混和材料の使用量　※　6.3.2(イ)による

⊙セメント　（6.3.1）（6.13.2）（6.15.2）（表6.3.1）

セメントの種類
※　普通ポルトランドセメント又は高炉セメントＡ種
・　高炉セメントＢ種（使用部位　）
・　フライアッシュセメントＢ種（使用部位　）

⊙無筋コンクリート

適用箇所　※　6.14.1による　（6.14.1）
設計基準強度　※　18（N/mm²）　（6.14.3）
スランプ　※　15cm又は18cm

⊙コンクリートの仕上り

打放し仕上げの種別　（6.2.5）（6.6.6）（6.8.3）（表6.2.4）（表6.2.5）

種　別	適用箇所
⊙　A種	化粧打放し又は塗装仕上げ程度を施すコンクリート表面
・　B種	仕上げ塗材を施すコンクリート表面
・　C種	上記以外

コンクリートの仕上がりの平坦さの種別　・a種　・ｂ種　・ｃ種　（指R4 6.2.5）
外部打放し面の打ち増し　※　20（mm）　・　15（mm）　（6.8.1）
打継ぎ目地寸法　※　幅20(mm)深さ20(mm)　・　図示　（6.6.4）
ひび割れ誘発目地寸法　※　幅20(mm)深さ20(mm)　・　幅10(mm)深さ20(mm)　⊙図示　（6.8.1）
ひび割れ誘発目地位置　・図示　※3.0m間隔　（6.8.1）
断面形状が変わる部分および開口部廻り両端にも目地を入れること

・打継部止水板	材種　　　摘用箇所 目地節法	
⊙型枠の種類	※　木製（複合合板JAS規格品を使用すること。）　・　金属製	(6.8.2)
・床型枠用 鋼製デッキプレート	平成2年度建設省告示第1368号による建設技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価を取得したもの、又は同等品とする。	(6.8.2) (6.8.3)

適　用　箇　所	厚さ（mm）	備　考

⊙型枠の存置期間及び取外し	※コンクリートの材齢又は圧縮強度による ・コンクリートの材齢による ・コンクリートの圧縮強度による	(6.8.4)
⊙コンクリートの調合	試し練りの有無　※省略（普通エコセメント及び再生骨材Hを使用するコンクリートは除く） ・必要（・　　　）	(6.3.2)
⊙コンクリートプラント	コンクリート工場の選定にあたっては、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場から選定しなければならない。	(6.4.1)
⊙フレッシュコンクリートの試験	※実施する	(6.9.2)

・耐震スリット

方　向	タ イ プ	耐火性能	防水性能	備　考
・垂直方向	※完全（全貫通型）	※耐火型	※有り	
・水平方向	・部分スリット（水平方向）	・非耐火型	・無し	

目地（目地材の材質は標準仕様書表9.6.1による）

目　地	内　壁	外　壁
目地材	シーリング材（見え掛かり部のみ）	シーリング材（見え掛かり部のみ）
目地寸法（mm）	※幅20×深さ10　・幅30x梁10	※幅20×深さ10

7 鉄骨工事【構造特記及び構造図を優先とし、記載なき事項は本図による】

・鉄骨製作工場	※　建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める（　）グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・　市監督員の承諾する工場	(7.1.3)
・施工管理技術者	※　適用する	(7.1.4)
・鋼材	鋼材	(7.2.1)（表7.2.1）

種類の記号	規　格	適用箇所
	※　JISによる	
	※　JISによる	
	※　JISによる	

・床構造用のデッキプレート	デッキプレート材質、形状、寸法　※　図示（構造図、構造特記、構造配筋標準図）	(7.2.7)
・高力ボルト	※　トルシア形高力ボルト　・　JIS形高力ボルト　・溶融亜鉛めっき高力ボルト ねじの呼び　※図示	(7.2.2)
・普通ボルト	ねじの呼び　※図示	(7.2.3)
・ターンバックル	胴の種類（JIS　A5540　5541　規格品）　※　割枠式　・　パイプ式 ボルトの種類（JIS　A5542規格品）　※　双子板ボルト　・　アイボルト　・　両ねじボルト	(7.2.6)
・アンカーボルト	アンカーボルトの種類　※図示	(7.2.4)
・材料試験等	板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験 ※行う	(7.2.10)
・仮組	※行う	(7.3.10)
・溶接施工	鋼製エンドタブ処理　※切断しない　・切断する（図示） スカラップ形状　※図示による　・	(7.6.7)
・溶接部の試験	超音波探傷試験　※行う　・行わない 工場溶接の場合　AOQL（%）　※4.0　・2.5	(7.6.12)

節	※全て	・	・	・
検査水準	※第６水準	・	・	・

工事現場溶接の場合　AOQL（%）　※4.0　・2.5

・スタッド（頭付きｽﾀｯﾄﾞ JIS B 1198）　(7.2.8) (7.7.1)

呼び名	呼び長さ（l）mm	適用箇所
・13		
・16		
・19		
・22		

・デッキプレートの溶接	※アークスポット溶接　・隅肉溶接	(7.7.8)
・錆止め塗装範囲	・耐火被覆材の接着する面の塗装範囲（　） ・耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲（　）	(7.8.1)
・錆止め塗料塗り	※　工場2回塗り（現場にてタッチアップ処理を行う） ・　工場1回塗りの上、現場1回塗り	(18.3.3)
・建て方用アンカーボルト及び柱底均しモルタル	建て方用アンカーボルト　種別　・A種　・B種 柱底均しモルタル　厚さは図示　種別　※A種　・B種	(7.2.4) (7.2.9) (7.10.3)
・軽量形鋼	※ボルトの接合方法は図示	(7.11.2)
・耐火被覆		(7.9.2〜6)

種別		所要性能及び適用箇所
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
・耐火板張り	・	
・耐火材巻付け	・	
・耐火塗料	・	

・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	摩擦面の処理　・リン酸塩処理（すべり耐力試験実施）　※ブラスト処理	(7.12.5)

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

・補強コンクリートブロック造

ブロックの種類　(8.2.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	化粧の有無	モデュール呼び寸法 長さ（mm）	モデュール呼び寸法 高さ（mm）	適用箇所
※空洞ブロック-16		※無　・有	・400　・	・200　・	
・型枠状ブロック-20		※無　・有	・400　・	・200　・	
・		※無　・有	・400　・	・200　・	

各部の配筋　※図示　(8.2.5)

・コンクリートブロック帳壁及び壁

ブロックの種類　(8.3.2)（表8.3.1）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	化粧の有無	モデュール呼び寸法 長さ（mm）	モデュール呼び寸法 高さ（mm）	表(8.3.1)以外の適用箇所
・空洞ブロック-08		※無　・有	・400　・	・200　・	
※空洞ブロック-16	・120　・150	※無　・有	・400　・	・200　・	
・		※無　・有	・400　・	・200　・	

各部の配筋　※図示　(8.3.4)

・ＡＬＣパネル　(8.4.2〜5)（表8.4.2〜4）

パネルの種類	形状	単位荷重(N/m2)	耐火性能(時間)	厚さ(mm)	幅及び長さ(mm)	表面加工	取付け工法種別
・外壁用	・一般・ｺｰﾅｰ		・有(1)	・100・	・図示	・平・意匠	・A種　・B種
・間仕切壁用	・一般・ｺｰﾅｰ		・有(1)・無	・100・	・図示	・平・意匠	・C種　・D種　・E種
・屋根版用			・有(0.5)	・100・	・図示		・F種
・床版用			・有(　)・無	・100・	・図示		・F種

床パネルの耐火性能　※（　）時間　・無し　(8.4.2)
パネル接合部の耐火目地材　・適用する（　）　(8.4.2)
外壁パネルの出隅及び入り隅部のパネル接合部の目地幅（mm）　※20　(8.4.3)
外壁パネル構法、屋根及び床パネル構法　耐風圧性能（　）　耐震性能（　）(8.4.3,5)
伸縮目地への耐火目地材の充填　・適用する　(8.4.3)

・押出成形セメント板（ＥＣＰ）　(8.5.2)（8.5.3〜4)（表8.5.1〜2）

パネルの種類	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	長さ(mm)	取付け工法
・　外壁パネル	・F　※F-R				・A種　・B種
	・D　・D-R				
	・T　・T-R				
・　間仕切壁パネル	※F　・F-R				・B種　・C種
	・D　・D-R				
	・T　・T-R				

パネル相互の目地幅（㎜）　※長辺10以上、短辺15以上　・　(8.5.3)
耐火構造以外の目地、隙間の処理　※パネル製造所の仕様　・　(8.5.3)
外壁パネルの出隅及び入隅部のパネル接合部の目地幅（㎜）　※15　(8.5.3)
パネルに欠き込みを行う場合の開口の限度　※図示　・　(8.5.5)

9 防水工事

・アスファルト防水

押え金物の材質及び形状寸法　※アルミニウム製　L-30×15×2.0程度　(9.2.2)
防水層の下地のモルタル塗り　・適用する（施工範囲　・図示　・　）　(9.2.4)
屋根保護防水　(9.2.2〜3)（9.2.5)（表9.2.3〜6）

種　別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	防水立上り部の保護
※A-1			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	・乾式保護材
・A-2			厚さ0.15mm以上	・れんが押え
・A-3			・	※JIS R 1250
・B-1				・
・B-2				・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え
・B-3				
・AI-1		※押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ	
・AI-2		材3種bA（ｽｷﾝ層付き）	70g/m2程度	
・AI-3		厚さ　※25　・50	・	
・BI-1		・		
・BI-2				
・BI-3				

平場の保護ｺﾝｸﾘｰﾄの厚さ　(9.2.5)
こて仕上げ　※80mm以上　・
床タイル張り　※60mm以上　・
注）露出防水の場合は、保護塗料（・シルバー　※カラー）塗りとする。

屋根露出防水　(9.2.3)（表9.2.7〜8）

種　別	施工箇所	断熱材
※D-1		
・D-2		
・D-3		
・D-4		
・DI-1		※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号　厚さ　※25　・50
・DI-2		

屋内防水　(9.2.3)（表9.2.9）

種　別	施工箇所	種　別	施工箇所
※E-1		・E-2	

保護層　・設ける（図示）　(9.2.3)

・改質アスファルトシート防水　(9.3.2〜3)（表9.3.1〜3）

種　別	施工箇所	厚さ（mm）	断熱材	仕上塗料	使用量
・AS-T1				・	・
・AS-T2					
・AS-T3				・	・
・AS-T4				・	・
・AS-J1				・	・
・ASI-T1			※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号　厚さ　※25　・50	・	・
・ASI-J1				・	・

・合成高分子系ルーフィングシート防水　(9.4.2〜3)（表9.4.1〜3）

種　別	施工箇所	厚さ（mm）	断熱材	仕上塗料	使用量
・S-F1		※1.2　・		※カラー ・シルバー	・
・S-F2		※1.5　・2.0(軽歩行)			
・S-M1		※1.5　・		※カラー ・シルバー	・
・S-M2		※1.5　・2.0(軽歩行)			
・SI-F1		※1.2　・	・	※カラー ・シルバー	・
・SI-F2		※1.5　・	厚さ　※25　・50		
・SI-M1		※1.5　・	・	※カラー ・シルバー	・
・SI-M2		※1.5　・	厚さ　※25　・50		
・S-C1		※1.0　・			

ＰＣｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地及びALCﾊﾟﾈﾙ下地で種別S-C1の場合　(9.4.4)
目地処理方法：
S-F1及びSI-F1の入隅部の増張り方法：
可塑剤移行防止用ｼｰﾄの材質　※発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ　・　(9.4.2)
固定金具の材質　・　(9.4.2)
固定金具の寸法形状　※　厚さ0.4㎜以上　・

・塗膜防水　(9.5.3)（表9.5.1〜2）

塗膜防水	種　別	施工箇所	仕上塗料使用量(kg/m2)	備　考
・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系	・X-1		・	仕上塗料
	・X-2		・	※カラー　・シルバー
・ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄ系	・Y-1	※地下外壁防水　・		Y-2における保護層
	・Y-2	※屋内防水　・		※適用する

※ウレタンゴム系は「特定化学物質障害予防規則」非該当品とする

・ケイ酸質系塗布防水　(9.6.1)（9.6.3)（表9.6.1）

種　別	施工箇所	種　別	施工箇所
※C-SUI		・C-SUP	

・脱気装置　(9.2.3)（9.3.3)（9.5.3）

防水種別	脱気装置の種類	材　質	設置数量
D-1,D-2,D-3,D-4 DI-1,DI-2 AS-T3,AS-T4,AS-J1 ASI-T1,ASI-J1	※製造所の仕様による ・	※製造所の仕様による ・	※製造所の仕様による ・
X-1	※平面部脱気型	・ポリエチレン樹脂 ・ＡＢＳ樹脂 ※ステンレス鋼 ・鋳鉄 ・	（　）個/m2
	・立上り部脱気型	・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ※ステンレス鋼 ・銅 ・	（　）個/m2

・防水保証

防水工事はすべて専門業者の責任施工とし、材料メーカー、防水施工業者、受注者の三者連名にて年限保証とする。（保証書は　※2部　提出すること。）
市指定ステンレス製施工プレート取付のこと
・アスファルト防水　10年
・モルタル防水　5年
・塗膜防水　10年
・合成高分子系ルーフィングシート防水　10年
・ＦＲＰ防水　10年
・アスファルトシングル（冷工法）　10年
・シーリング　5年
防水の仕様により年限が上記に依らない場合は、市監督員の承諾を受ける。
市指定のステンレス製施工プレート（西宮市営繕課HP参照）　・取付　・＿箇所

⊙シーリング

下記以外は、標準仕様書表9.7.1による。　(9.7.2)（表9.7.1）

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位：　）　(9.7.5)

10 石工事

・外壁乾式工法

取付け方式　・スライド方式　・ロッキング方式
石裏面処理　・適用する　※適用しない　(10.5.2)
裏打ち処理　・適用する　※適用しない　(10.5.2)
アンカーの材質　※ステンレス（SUS304）　(10.2.2)
アンカーの形状　※図示
適用風圧力　・正圧　N/㎡、負圧　N/㎡
あと施工アンカーの材質及び形状　：　(10.2.2)
目地幅（㎜）　※8以上　・　(10.5.3)

・床の石張り

石裏面処理　・適用する　※適用しない　(10.6.2)
一般目地　シーリング材　・適用する　※適用しない　(10.6.2)

・階段の石張り

石裏面処理　・適用する　※適用しない　(10.6.3)
一般目地　シーリング材　・適用する　※適用しない　(10.6.3)

・笠木、甲板等の石張り

取付け工法　・外壁湿式工法　・内壁空積工法　・乾式工法
乾式工法の場合の取付け代（㎜）　※90　(10.7.1)
石裏面処理　・適用する　※適用しない　(10.7.2)
石裏の補強用モルタル　・適用する　※適用しない　(10.7.2)
アンカーの材質　・ステンレス（SUS304）　(10.7.2)
アンカーの形状　※図示　(10.2.2)
あと施工アンカーの材質及び形状　：　(10.2.2)
一般目地　(10.7.2)
目地幅（㎜）　・6以上　・8以上　・
シーリング材　・適用する　※適用しない

・石材

天然石　(10.2.1)（表10.2.1〜2）

施工箇所	等級	石材の種類	寸法	厚さ	表面仕上げ	備考

テラゾブロック・タイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形　状	仕上げ面	寸法(mm)	厚さ	表面仕上げ
	※大理石 ・花こう岩	※1.5〜12 ・	・平もの ・役もの	・片面 ・両面			

・外壁湿式工法

ドレンパイプの材質　※樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25〜35φ　(10.2.3)
石裏面処理　・適用する　※適用しない　(10.3.2)
裏打ち処理　・適用する　※適用しない　(10.3.2)
下地ごしらえ　・流し筋工法　・あと施工アンカー工法　※あと施工アンカー・横筋流し工法　(10.3.3)
アンカーの材質及び形状　※SS400　(10.2.2)
あと施工アンカーの材質及び形状　：　(10.2.2)
一般目地　目地幅（mm）　※6以上　・　(10.3.3)
シーリング材　・適用する　※適用しない

・内壁空積工法

石裏面処理　・適用する　※適用しない
裏打ち処理　・適用する　※適用しない　(10.4.2)
下地ごしらえ　※あと施工アンカー・横筋流し工法　・あと施工アンカー工法　(10.4.2)
アンカーの材質　※SS400　(10.4.3)
アンカーの形状　※図示　(10.2.2)
あと施工アンカーの材質及び形状　：　(10.2.2)
一般目地　(10.4.3)
目地幅（㎜）　※6以上　・
シーリング材　・適用する　※適用しない

11 タイル工事

・タイル

タイルの種類　(11.1.4)

施工箇所	形状寸法（mm）	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	吸水率 I類	吸水率 II類	吸水率 III類	耐凍害 あり	耐凍害 なし	耐滑り性 あり	耐滑り性 なし	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	再生材適用
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
見本焼き　・　行う　※　行わない　(11.2.2)（11.3.2)
試験張り　・　行う　※　行わない　(11.2.2)（11.3.2)
割付図　※　作成する　・　作成しない

・セメントモルタルによるタイル張り

タイルの形状、寸法　(11.2.2)（11.2.3)（11.2.6)

施工箇所	種類	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

既調合モルタル　(11.2.3)
・既調合モルタルの製造所の仕様による
・
下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理方法　(11.2.6)
・目荒し工法（標準仕様書15.3.4(4)による）
・MCR工法（標準仕様書6.8による）
・
壁タイル張りの工法　(表11.2.3)
内外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤によるタイル張り

タイルの形状、寸法　(11.3.2)〜(11.3.4)（11.3.7)

施工箇所	種類	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

接着剤のホルムアルデヒド放散量　(11.3.3)
※　F☆☆☆☆　・
外装タイルにおける目地詰め　(11.3.3)（11.3.5)
・　行う　・　行わない
目地のｼｰﾘﾝｸﾞ材　(11.3.4)
打継ぎ目地
※　ポリウレタン系シーリング材　・
ひび割れ誘発目地
※　ポリウレタン系シーリング材　・
伸縮調整目地
※　変成シリコーン系シーリング材　・
その他の目地
※　変成シリコーン系シーリング材　・
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理方法　(11.3.5)
・目荒し工法（標準仕様書15.3.4(4)による）
・MCR工法（標準仕様書6.8による）
・

・引張接着試験　※行う　(11.1.7)

12 木工事

⊙木材

代用樹種の使用　(12.2.1)
※　認める　・　認めない（部位　）

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級と形状	備考
・	・		・	
・	・		・	

保存処理木材　・　使用する（使用箇所　）　※　使用しない
現場搬入時の木材の含水率　(12.2.1)
下地材　※　Ａ種　・　Ｂ種
造成材　※　Ａ種　・　Ｂ種
※含水率に関しては下表を優先とし、「日本農林規格」以外のものについては標準仕様書による
造作材の材面の品質の基準　※　Ａ種　・　Ｂ種

「製材の日本農林規格」による下地用製材　(12.2.1)（表12.2.1）

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級と形状	含水率	保存処理
・	・		※2級　・	※A種　・B種　・	
・	・		※2級　・	※A種　・B種　・	

「製材の日本農林規格」による造作用製材　(12.2.1)（表12.2.1）

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級と形状	含水率	保存処理
見え掛り面	・		※上小節　・	※A種　・B種　・	
見え掛り面以外	・		※小節以上　・	※A種　・B種　・	
				※A種	

「製材の日本農林規格」による広葉樹製材　(12.2.1)（表12.2.1）

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級と形状	含水率	保存処理
・	・		※1等　・	※10%以下 ※A種　・B種　・	
・	・		※1等	※A種　・B種　・	

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材　(12.2.1)

施工箇所	品名	樹種名	見付面材数	寸法（mm）	見付け材面の品質
					※１等　・　2等

「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材　(12.2.1)

施工箇所	品名	化粧薄板の厚さ(mm)	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質
						※１等　・2等

※木造納まり標準図、金物標準図は(公)日本住宅・木材技術ｾﾝﾀｰ参照とする

「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 (12.2.1) (12.3.2)

施工箇所	品名	表面の品質	防虫処理	寸法 (mm)
		※ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ・ 加工しない（・1等・2等・3等）	・ 行う ・ 行わない	

CLT（直交集成板） (12.2.1)

施工箇所	品　名	種　別	接着性能（使用環境）	樹　種　名	曲げ強度	寸法 (mm)

「合板の日本農林規格」による普通合板 (12.2.1) (12.3.2)

施工箇所	品　名	厚さ (mm)	樹　種　名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ・1等 ※2等以上 針葉樹 ※C-D以上 ・	・行う ・行わない
		・			・	

「合板の日本農林規格」による構造用合板 (12.2.1) (12.3.2)

		施工箇所	品名	厚さ (mm)	接着の程度	等級	表板の樹種名	板面の品質	強度等級
下地用合板	普通合板	（床）		12.0	・特類	・１級 ※２級		※C-D ・	
	構造用合板								
化粧ばり構造用合板									
天然化粧合板									

	施工箇所	品名	厚さ (mm)	接着の程度	等級	表板の樹種名	化粧加工法	防虫処理
特殊加工化粧合板								
構造用パネル								

	施工箇所	品名	厚さ (mm)	表裏面の状態	曲げ強さ	耐水性接着剤	難燃性
構造用合板							
パーティクルボード							
MDF							

⊙接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 (12.2.2)
ホルムアルデヒド 放散量はF ☆☆☆☆する

⊙防腐、防蟻処理

防腐処理 ※ 行う（施工範囲 ※ 図示 ・ ） ・ 行わない (12.3.1)
防蟻処理 ・ 行う（施工範囲 ※ 図示 ・ ） ・ 行わない (12.3.1)
・工場における薬剤の加圧注入処理等 保存処理性能区分等 ・K2 ・K3 ・K4
・薬剤の塗布 処理の適用（※薬剤の製造所の仕様による ・ ）薬剤の種類（ ）
・接着剤の混入による防腐・防蟻処理 ・ 行う ・ 行わない
・合板の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能 ※K3 ・

⊙防虫処理

ラワン材等の防虫処理 (12.3.2)
※ 行う

１３ 屋根及びとい工事

⊙長尺金属板葺

材料 (13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1)

施工箇所	規格番号	長尺金属板の種類	めっき付着量等	厚さ(mm)	屋根葺形式
⊙	※JIS G3322 ・JIS G3312	※塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(CGLCCR-20-AZ150) ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（CGCCR-20-Z25）		※0.4 ・	・立て平葺 ・横葺 ⊙芯木なし瓦棒葺 ・

下葺材料
※アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (13.2.2)
工法 (13.2.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示 ・
横葺の場合のけらば納め
・つかみ込み納め ・けらば包み納め
雪止め ⊙設置する（・図示 ・ ）

・折板葺

(13.3.2) (表13.2.1)

施工箇所	規格番号	鋼板製屋根用折板の種類	厚さ (mm)	形状 (mm)	軒先面戸板	耐火性能
	※JIS G3322 ・JIS G3312	※塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（CGLCCR-20-AZ150） ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（CGCCR-20-Z25）	・0.6 ・0.8 ・	※図示 ・山高（ ） 山ピッチ（ ）	※あり ・なし	・30分 ・なし

形式 ・ 重ね形 ・ はぜ締め形 ※ かん合形
断熱材 ※ 有り（種別： 厚さ (mm)： 防火性能： 時間）
・ 無し

⊙とい

といの材種 ・ 配管用鋼管 ※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (13.5.2)(表13.5.1)
・ 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (RF-VP) ・ ステンレス鋼板
・ 表面処理鋼板(アルミ)
・表面及び裏面の塗膜の種類( )
・耐酸被覆鋼板 ・
掃除口 ※ つける（ ） ・ つけない ・ネジ式
とい受金物
とい受金物の材種、形状、取付け間隔
※標準仕様書 表13.5.2 ・
足金物の材種、形状、取付け間隔
※標準仕様書 表13.5.2 ・
防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・

１４ 金属工事

・アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

表面処理 (14.2.1) (表14.2.1)

種　別	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）	色合い等
・ AB-1種		
・ AB-2種		
・ AC-1種		
・ AC-2種		
・ BA-1種		
・ BA-2種		
・ BB-1種		
・ BB-2種		
・ BC-1種		
・ BC-2種		
・ C種		

・常温乾燥形の塗装の場合 （ ）
陽極酸化被膜の着色方法 (14.2.1)
※二次電解着色 ・三次電解着色

・鉄鋼の亜鉛めっき

(14.2.2) (表14.2.2)

表面処理方法	種　別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
・ 溶融亜鉛めっき	・ A種（海岸部等）	
	・ B種（工場地帯等）	
	※ C種（都市地帯等）	
・ 電気亜鉛めっき	・ D種	
	・ E種	
	・ F種	

・軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 (14.4.2)(表14.4.1)
屋外 ・19形 ※25形 ・図示
屋内 ※19形 ・25形 ・図示
・屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3)
野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離
距離 ・図示 ・
野縁の間隔 ・図示 ・

工法 (14.4.4)
・つりボルトの間隔が900㎜を超える場合
補強方法 ・図示
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ・図示
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所、補強方法 ・図示
・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強
補強箇所、補強方法 ・図示

・軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナ等の種類 (14.5.3)
※標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合
・図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 (14.5.4)
※標準仕様書14.5.4(5)による ・図示

・金属成形板張り

種別 ・ 図示 ・ (14.6.2)
表面処理 ・ 図示 ・

取付け用下地 (14.6.3)
※標準仕様書14.4による ・ 図示
伸縮調整継手 (14.6.3)
・設ける(施工箇所 ・ 図示 ・)
・設けない

・アルミニウム製笠木

種類 ・ 250形 ・ 300形 ・ 350形 ・ 図示 (14.7.2) (表14.7.1) (表14.2.1)

表面処理 ※ AB－1種又はBB－1種
・ BB－2（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）

・ステンレスの表面仕上げ

種　別	施工箇所（手すり、タラップ、建具以外）
※ ＨＬ程度	
・ No.2B程度	
・	

１５ 左官工事

・モルタル塗り

モルタル ※現場調合材料 ・既調合材料 (15.3.2)
既製目地材
・設ける 施工箇所( ) (15.3.2)
形状 ※図示 ・( )
床の目地
・設ける 目地割 ※2㎡程度（最大目地間隔3m程度） ・図示 (15.3.5)
種類 ※押し目地 ・( )
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験
・行う ・行わない (15.3.5)

・仕上塗材仕上げ

仕上塗材の種類 (15.6.2)(表15.6.1)

種類	呼び名	防火材料	吸放湿性	仕上げの形状
・ 薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・	・ゆず肌状
	・外装薄塗材E	・	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材E	・	・	・砂壁状 ・ゆず肌状・凹凸状
	・防水形外装薄塗材E	・	・	・ゆず肌状・さざ波状・凹凸状
	・外装薄塗材S	・	・	・砂壁状
	・内装薄塗材C	・	・	・平坦状・ゆず肌状・さざ波状
	・内装薄塗材L	・	・	・平坦状・ゆず肌状・さざ波状
	・内装薄塗材Si	・	・	・砂壁状・ゆず肌状
	・内装薄塗材E	・	・	・砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材W	・	・	・京壁状じゅらく
・ 厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C	・	・	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし・かき落とし ・吹付け工法 ・こて工法 ・ローラ工法
	・外装厚塗材Si	・	・	
	・外装厚塗材E	・	・	
	・内装厚塗材C	・	・	
	・内装厚塗材L	・	・	
	・内装厚塗材G	・	・	
	・内装厚塗材Si	・	・	
	・内装厚塗材E	・	・	
※複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	・	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 耐候性 ※耐候形３種 ・凹凸状（小粒） 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ・ウレタン系 ・アクリル系 ※アクリルシリコン系 ・フッ素系 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水型の増塗材 ※適用する
	・複層塗材Si	・	・	
	※複層塗材E	・	・	
	・複層塗材RE	・	・	
	・可とう形複層塗材CE	・	・	
	・防水形複層塗材CE	・	・	
	※防水形複層塗材E	・	・	
	・防水形複層塗材RE	・	・	
・ 軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・	・	・砂壁状（パーライト、ひる石吹付け）
	・こて塗用軽量塗材	・	・	・平たん状

１６ 建具工事

・見本の製作等

建具見本の製作 (16.1.4)
建具符号:（ ）

⊙アルミニウム製建具

外部に面する建具の性能値等 (16.2.2)(表16.2.1)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
・ A種	（ ）	（ ）	（ ）	（・70 ・ ）	図示
・ B種	（ ）	（ ）	（ ）	（・70 ・ ）	図示
・ C種	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	図示
・ D種	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	図示
・ E種	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	図示

防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級( )
断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 遮熱性の等級( )
耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級( )

表面処理
外部に面する建具 ・ BA-1種 (16.2.4) (表14.2.1)
・ BA-2種（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
※ BB-1種
・ BB-2種（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
屋内の建具 ※ BC-1種
・ BC-2種（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）

網戸等 (16.2.3)

種　類	材　　種	線　径	網　　目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	0.25mm以上	16～18メッシュ
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	ピッチ 15mm

・鋼製建具

簡易気密ドアセットの適用は図示による (16.4.2)
外部に面する鋼製建具の耐風圧性 ※ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６
防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級（ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 遮熱性の等級（ ）
耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級（ ）

・鋼製軽量建具

簡易気密ドアセットの適用は図示による (16.5.2)
防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級（ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 遮熱性の等級（ ）
耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級（ ）
戸の鋼板
※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 (16.5.3)
召合せ、縦小口包み板等の材質
※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ アルミニウム合板押出形材

・ステンレス製建具

外部に面する建具の耐風圧性 ※ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６ (16.6.2)
ステンレス鋼板 ※ SUS304 ・ SUS430JIL (16.6.3)
防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級（ ）
断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 遮熱性の等級（ ）
耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級（ ）

⊙木製建具

建具材の加工、組立時の含水率 ※A種 ・B種 (16.7.2) (表16.7.1)
フラッシュ戸の表面材の種類 ・合板 ・MDF
フラッシュ戸の表面材の品質
・F☆☆☆☆ ・非ホルムアルデヒド系接着剤使用
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用

ふすま上張り※ 鳥の子、新鳥の子、ビニル紙、押入れ裏雲花紙 ・壁紙（ ） (16.7.2) (表16.7.3)

・建具用金物

マスターキー (16.8.4)
※ 作成する（※ 3本１組 ・ ） ・ 作成しない
丁番の枚数及び大きさ (16.8.2)
・図示

・かぎ箱

・ 30本用( )個 ・ 60本用( )個 ・ 120本用( )個 (16.8.4)

・自動ドア開閉装置

(16.9.2～3)(表16.9.1～3)

自動ドア開閉装置の性能	防錆	センサーの種類	凍結防止装置
・ＤＳＬＤ－１ ・ＤＳＬＤ－２ ・ＳＳＬＤ－１ ・ＳＳＬＤ－２ ・多目的トイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置 ・図示	・適用する (塩害のおそれのある場合)	※光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー ・電波センサー ・タッチセンサー ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者便房スイッチ	・行う

・自閉式上吊引戸装置

建具種類 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・鋼製軽量 ・木製 (16.10.2)

・重量シャッター

シャッターの種類 (16.11.2)
※ 管理用シャッター 耐風圧性能 （ ）N/m^2
・ 外壁用防火シャッター 耐風圧性能 （ ）N/m^2
・ 屋内用防火シャッター
・ 屋内用防煙シャッター
開閉機能による種類 (16.11.2)(表16.11.1)
※ 上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式
管理用シャッターのシャッターケース ※ 設ける ・ 設けない (16.11.2)
危害防止機構 ※ 障害物感知装置（ 自動閉鎖） (16.11.2)
・ シャッターの二段降下方式

⊙軽量シャッター

開閉形式 (16.12.2)(表16.12.1)
※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）
耐風圧性能 （ ）N/m^2
スラット (16.12.3)
材質 ※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
・ 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯

・オーバーヘッドドア

形状 ※ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 (16.12.4)

(16.13.2～3)

セクション材料による区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

耐風圧性能 （ ）N/m^2 (16.13.2)

⊙ガラス留め材

ガラス留め材（ガラスの種類、品質等は24その他工事による） (16.14.2) (表9.7.1)

建具の種類	材　種
アルミニウム製	※ シーリング ・ガスケット（ FIX部はシーリング）
鋼製及び鋼製軽量	※ シーリング
ステンレス製	※ シーリング

防火戸のガラス留め材は、防火戸が建築基準法に基づき定められ又は認定を受けた条件による

・ガラスブロック積み

(16.14.5)

表面形状	呼び寸法	厚　さ	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地 (mm)
正方形	・125×125	80	・	・	※ 8～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以下 ・	※6m以下毎に 10～25 ・図示 ・
	・160×160	・95 ・125	・	・			
	・200×200	・95 ・125	・	・			
	・320×320	95	・	・			
長方形	・250×125	80	・	・			
	・320×160	95	・	・			

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。

⊙ガラス

板ガラスの種類、厚さ等は建具表による (16.14.2)

複層ガラス (JIS R 3209) (16.14.2)
断熱性 ・ Ｔ１ ・ Ｔ２ ・ Ｔ３ ・ Ｔ４ ・ Ｔ５ ・ Ｔ６ 日射取得性 ・ Ｇ ・ Ｓ
日射熱遮へい性 ・ １種 ・ ２種 ・ ３種 乾燥気体の種類 （ ）

板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※以下の特記がなければ建具製造所の仕様による (16.14.3)

設置場所	面クリアランス(㎜)	エッジクリアランス(㎜)	掛り代(㎜)
・	・5以上 ・図示	・上縦5以上(可動部3以上)下7以上 ・図示	・10以上 ・図示

反射皮膜 ・ 内側 ・ 外側 映像調整 ・ 行う (16.14.4)
ガラス用フィルム

名　称	種　類	張り面	性能値
※ ガラス飛散防止フィルム	第2類	※ 内張り ・ 外張り	飛散防止率 D1

１７ カーテンウォール工事

・カーテンウォール 取付方法、性能等

取付方法
・ 層間方式 ・ 柱 ・ 梁方式 ・ 方立方式 ・ スパンドレル方式
性能 (17.1.3)

耐震性能 水平方向(kH)	耐震性能 垂直方向(kv)	水密性	気密性	耐火性能	耐温度差性 (℃)	遮音性	断熱性
※1.0 ・	※0.5 ・	・W-1 ・W-2 ・W-3 ・W-4 ・W-5	・A-1 ・A-2 ・A-3 ・A-4	・30分 ・1時間	・８０ ・７０ ・６０	・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4	・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5

主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）

支点間距離（ｈ）	耐風圧性能	状　態
4m以下	※たわみ量が±（1／150）×ｈ かつ絶対量20mm以下であること ・	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと
4mを超える		

層間変位追従性 (17.1.3)

建築物の構造種別	層間変位量（ｈ＝支点間距離）	変位後の状態
鉄骨造	※±（1／200）×ｈ 以上 ・	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと シーリングは補修程度の損傷であること
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	※±（1／300）×ｈ 以上	

シーリング材料
(17.2.2) (17.3.2) (指表17.2.4)

被着体の組合せ		シーリング材の種別 記号	主成分による区分	耐久性による区分
金属	ガラス			
	石、タイル			
ガラス	ガラス			
カーテンウォール板間目地		SR2	シリコン系	

構造用ガスケット (17.2.2) (17.2.6)
・ 適用する（施工箇所 ※ 図示 ・ ）
材質 ・ クロロプレン系 ・ ＥＰＤＭ系 ・ シリコーン系
形状 ・ Ｈ型 ・ Ｙ型 ・ Ｃ型
寸法 (mm) ガラス板厚（ ）、支持枠の厚さ（ ）、ウェブの寸法（ ）

断熱材 (17.2.2) (17.3.2)
・ 種類 ：（ ）
・ 厚さ (mm)：（ ）
・ 施工箇所 （※ 図示 ・ ）

耐火材料 (17.2.5) (17.3.5) (17.3.7)

施工部位	種　別	規　格　等
・ ファスナー部		
・ 取付けブラケット		
・ パネル目地部		
・ 層間ふさぎ		

・メタル カーテンウォール

カーテンウォールの材料 (17.2.2)

材料	見え掛り部分の仕上げ	映像調整	
※アルミニウム製 ・鋼製 ・ステンレス製	・陽極酸化皮膜 ・陽極酸化塗装複合皮膜 ・塗装 （ ） (・アンバー・ブロンズ・ブラック系・ステンカラー)	・行う	

ガラス溝の寸法、形状 ※ 製造所の仕様による (17.2.3)

・PC カーテンウォール

カーテンウォールの材料 (17.3.2) (17.3.4)
コンクリートの種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート
コンクリート スランプ（ ※ 12 ・ ）
※ 標準仕様書17.3.2による
鉄筋 ※ ＳＤ295Ａ （・ Ｄ１３ ・ Ｄ１０）
補強鉄線の径 (mm) ※ 3.2 ・ 4.0 ・ 5.0 ・ 6.0 網目寸法・ mm
配筋 ・ 図示
耐火目地材 ・ 適用する
先付け材料 (17.3.2)
・ 仕上げ材（タイル等）
・ 建具枠
・ ゴンドラ用ガイドレール

表面仕上げ材 (17.3.3)
・ 磁器質タイル
・ 石材（・ 花こう岩 ・ 大理石 ・ ）

ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差 (mm) (17.3.3)
・ ｈ＝-1～＋2、W_1 及びW_2 ＝±１

18 塗装工事

⊙材料

屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆とする (18.1.3)

・防火材料

・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする (18.1.3)
・ 次の箇所を除き防火材料とする（箇所 ）

・錆止め塗料種別

さび止め塗料塗り塗料種別 (18.3.2) (表18.3.1)

適用		種別	規格名称	種類
鉄鋼面	屋外	A種	鉛・クロムフリーさび止めペイント（JIS K 5674）	1種
	屋内	・A種	鉛・クロムフリーさび止めペイント（JIS K 5674）	1種
		・B種	・水系さび止めペイント（JASS 18 M-111）	——
			・鉛・クロムフリーさび止めペイント（JIS K 5674）	2種
亜鉛めっき面	屋外	・A種	一液性変性エポキシ樹脂さび止めペイント（JPMS 28）	——
		・B種	変性エポキシ樹脂プライマー（変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー）（JASS 18 M-109）	——
	屋内	・A種	一液性変性エポキシ樹脂さび止めペイント	——
		・B種	変性エポキシ樹脂プライマー（変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー）（JASS 18 M-109）	——
		・C種	水系さび止めペイント（JASS 18 M-111）	——

⊙工事種別

各塗装の工種種別 （ 18.4.2～12.2）（ 表18.4.1～12.1）

規格名称	使用部位	種別・等級
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	鉄鋼面、屋内亜鉛めっき鋼面	※ 1種 ・ 2種 ・ A種 ※ B種
・クリアーラッカー塗り(CL)	屋内木部	・ A種 ※ B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）	屋内のコンクリート面、モルタル面	・ A種 ※ B種
・耐候性塗料塗り（DP）	屋外の鉄鋼面	上塗等級・1級 ※2級 ・3級
	屋外の亜鉛めっき面	上塗等級・1級 ※2級 ・3級
	屋外のコンクリート面及び押出成形セメント板	・A種 ・B種 ・C種
・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	コンクリート面、モルタル面 プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等	・ A種 ※ B種
	屋内の鉄鋼面	・ A種 ※ B種
⊙合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）	コンクリート面、モルタル面 プラスター面 その他ボード面等	・ A種 ※ B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	屋内木部	・ A種 ※ B種
⊙オイルステイン塗り (OS)	木部	※ 防カビ
・木材保護塗料塗り(WP)	外部木部	・ A種 ※ B種

ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) 標準仕様書 表18.10.1の工程1の着色 ・適用する

19 内装工事

・防火材料

~~壁及び天井の仕上材は、建築基準法に基づく不燃材料又は準不燃材料とする。~~

⊙接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 (19.2.2)
使用する接着剤はホルムアルデヒド放散による区分F☆☆☆等級とする

⊙床用接着剤

ビニル床シート 及びビニル床タイル用接着剤は、JIS A 5536（ 床仕上げ材用接着剤）により、種別はエポキシ樹脂系とする。 (19.2.2)
施工箇所の下地がセメント 系下地以外及び木質系下地以外の場合
施工箇所（ ）、接着剤の種別（ ） （ 19.2.2）

・特殊機能床材

帯電防止 帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満 (19.2.2)
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7} ～10^{10} Ω程度
耐動荷重 JIS A 1454による、へこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩擦性試験、層間はく離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性試験等の試験後、異常がないこと

⊙ビニル床シート

ビニル床シート（ JIS A 5705） (19.2.2)

記号	種類	施工箇所	色柄	厚さ（mm）	特殊機能
※FS	・発泡層のないもの	・図示	※無地 ・マーブル柄 ・	※2.0 ・	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性
・	・発泡層のあるもの	・図示	※無地 ・柄物	※2.0 ・	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性

工法 ※熱溶接工法 (19.2.3)

・ビニル床タイル

※表による ・図示 (19.2.2)
ビニル床タイル（ JIS A 5705）

記号	種類	施工箇所	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	特殊機能
・TT	・単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ		※無地 ・柄物	※300×300 ・450×450	※2.0 ・4.0又は4.5	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性
・FT	・複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ		※無地 ・柄物	※300×300 ・450×450	※2.0 ・	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性
※KT	・ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ		※無地 ・柄物	※300×300 ・450×450	※2.0 ・	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性

・視覚障害者用床タイル

視覚障害者用床タイル (19.2.2)

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		※塩化ビニル製	※300×300 ・	※7.0 ・
		・レジンコンクリート製	※300×300 ・	
		・磁器又はせっ器質タイル	※300×300 ・	
屋外		※レジンコンクリート製	※300×300 ・	※30 ・
		・磁器又はせっ器質タイル	※300×300 ・	

⊙ビニル幅木

ビニル幅木 (19.2.2)
材質 ※ 軟質 ・ 硬質
高さ（ mm） ※ 60 ・ 75 ・ 100 ・ 図示
厚さ（ mm） ※ 1.5 ・ 図示

・ゴム床タイル

色柄 （ ） （ 19.2.2）
厚さ（ mm） ・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0
寸法（ mm） （ ）

・カーペット敷き

・織じゅうたん（ JIS L 4404） （ 19.3.2～3）（ 表19.3.1）

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性
・A種 ・B種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	※無地 ・柄物 （標準品）	※人体耐電圧の値 3kV以下

下敷き材 ※ 反毛フェルト（ JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ8mm (19.3.3)

・タフテッドカーペット（ JIS L 4405） (19.3.2)

パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	色柄等	帯電性
・カットパイル	※5～7 ・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	※無地 ・柄物	※人体耐電圧の値 3kV以下
・ループパイル	※4～6 ・			
・レベルループパイル	※4 ・			
・カット、ループ併用	・			

（ 19.3.3）
グリッパー工法の場合 ※ ヒートボンド工法 ・ つづり縫い
接合方法 ※ ヒートボンド工法 ・ つづり縫い
下敷き材 ※ 反毛フェルト（ JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ8mm

・タイルカーペット（ JIS L 4406） （ 19.3.3）

パイル形状	種別	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・
・カットパイル			・	・
・カット、ループ併用			・	・

帯電性 ※ 人体帯電圧の値 3kV以下（フリーアクセスフロア敷設範囲）
タイルカーペットの敷き方 （ 19.3.3）
平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し ・
階段部分 ※ 模様流し ・ 市松敷き ・

見切り、押え金物 ・ 適用する（材質、形状等 ※ 図示 ・ ） (19.3.3)

・合成樹脂塗床

（ 19.4.2）（ 19.4.3）

種別	施工箇所	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗床（JIS K 5970）		※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床（JIS K 5970）		※薄膜流し展べ仕上げ（※平滑 ・防滑）・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑 ・防滑）・樹脂モルタル仕上げ（※平滑 ・防滑）

⊙フローリング張り

単層フローリング （ 19.5.2～6）（ 表19.5.6）

種類		樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	緩衝材	工法
⊙フローリングボード1等	根太張用	※なら ・	※15	幅 ※75以上 長さ ※400以上		・釘止め工法
	直張用	※なら ・	※12 ・8			・釘止め工法
					※合成樹脂発泡シート	・接着工法
・フローリングブロック1等	直張用	・	・	・	※合成樹脂発泡シート	・接着工法

天然木化粧複合フローリング （ 19.5.1～6）（ 表19.5.1～6）

種類	樹種	種別	・厚さ・幅・長さ(mm)	防湿処理又は緩衝材	工法
根太張用	※なら ・	・A種 ・B種 ※C種	・15以上 ・75以上 ・900以上 ・12以上 ・75以上 ・900以上	・防湿処理を行う ・合成樹脂発泡シート	・釘止め工法 ・接着工法
直張用	※なら ・	・A種 ・B種 ※C種	・12以上 ・75以上 ・900以上		
直張用	※なら		・8 ・75 ・900以上 ・12 ・75 ・300以上	※合成樹脂発泡シート	・接着工法

⊙畳敷き

(19.6.2) （表19.6.1）
種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種
※ D種（畳床 ・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ・KT-Ⅲ ※KT-K ・KT-N）畳表は化学表（プラスチック製）

⊙せっこうボードその他ボード及び合板張り

（ 19.7.2）（ 表19.7.1）

種類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	NW	・15 ・20 ・25 ・
・硬質木片セメント板	HF	・12 ・15 ・18 ・21 ・
・普通木片セメント板	NF	・30 ・
⊙けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2（無石綿） ⊙6 ・8 ・
⊙ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ（※9(不燃) ・12 ・ ） ・凹凸タイプ（※12(不燃) ・15 ・19 ・ ）
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25 ・
・グラスウール吸音ボード2号32K	GW-B	・25(ガラスクロス包)
⊙せっこうボード	GB-R	・9.5(準不燃) ※12.5(不燃) ・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃) ・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃） ・15（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)	GB-D	9.5（準不燃）
・化粧せっこうボード（吸音）	GB-P	9.5
・天然木化粧合板		・防虫処理
・特殊加工化粧合板		・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・防虫処理
⊙メラミン樹脂化粧板 ・ポリエステル樹脂化粧板		JIS K6903による ※厚さ1.2 ・厚さ3.0
⊙普通合板		⊙生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ⊙不透明塗料塗り（しな合板程度） ・防虫処理
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・3 ・7 ・9 ・12
・単板張りパーティクルボード		・未研磨板(VN) ・研磨板(VS) ・10 ・12 ・15 ・18 ・
・化粧パーティクルボード		・単板ｽｰﾊﾟｰﾚｲ(DV) ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｽｰﾊﾟｰﾚｲ(DO) ・塗装(DC) ・10(難燃) ・12(難燃) ・
・ハードボード（素地）	HB	・未研磨板(RN)（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ ・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ） ・研磨板(RS)（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ ・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ） ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・ハードボード（化粧）	HB	・内装用化粧(DI) ・外装用化粧(DE) ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボード	IB	A級二次加工品 （・天井仕上 ・内装仕上 ・ ） ・9 ・12 ・15 ・18
・フレキシブルボード（カラー）		・6
・化粧珪酸カルシウム板		・6

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 (19.7.2)
※ 適用する ・ 適用しない
・ アクリル系シーリング材 ・ ポリウレタン系シーリング材
・ ジョイントコンパウンド
合板類の張付け ・ A種 ※ B種
天井ボードの重ね張りの張り付け方法（ ロックウール吸音板を除く） (19.7.3)
（ ）

せっこうボードの目地工法等 (19.7.3)

表面仕上げ	目地工法の種類	せっこうボードのエッジの種類
塗装又は壁紙張り	継目処理工法	テーパエッジ、ベベルエッジ
ボードの上に仕上げをしない場合	突付け工法	ベベルエッジ、スクェアエッジ
意匠的に目地を見せてボードの上に仕上げをする場合	目透し工法	

⊙壁紙張り

(19.8.2)

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	ビニル	無機質	その他	防火種別	備考
諸所	・	・		・	・	※不燃 ・準不燃 ・難燃	
						※不燃 ・準不燃 ・難燃	
						※不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃 ・難燃	
						※不燃 ・準不燃 ・難燃	
						※不燃 ・準不燃 ・難燃	

※ 接着剤はJIS A 6922 2種1号 ・

⊙断熱材

・ 断熱材の打込み及び張付け （ 19.9.3）

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・押出法ポリスチレンフォーム（ スキンなし）	・保温板（2種b） ・保温板（3種b） ・保温板（3種b）	・25 ・25 ・25	接地部分
⊙硬質ウレタンフォーム		・25	
・フェノールフォーム（ 3種2号を除く）			
⊙グラスウール	・保温板（ ） ・保温帯（ ）		
・セルローズファイバー			

・ 断熱材現場発泡工法 （ 19.9.4）
断熱材の種類 ・A種1 ・A種1 H ※難燃性
吹き付け厚さ（mm） ・ 25 ・ 30 ・
施工箇所 ・図示による

・吸音材

	材質	施工箇所	類別	品質 規格 厚さ（mm）
吸音材	※ グラスウール吸音材	・図示	※2号24K ・2号32K ・3号40K	吸音用グラスウールボード ※25 ・40 ・50 ・75 ・100

※ 品質は特定フロンを使用しないもの。

20 ユニット及びその他の工事

・可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	総厚さ（mm）	構成基材の種類	厚さ（mm）	表面材の仕上げ	遮音性（dB）	防火性能
・スタッド式（内蔵） ・スタッド式（露出） ※スタッドパネル式 ・パネル式		※鋼板 ・スチール ・アルミニウム合金系 ・木質系	※0.6 ・0.8	※メラミン樹脂板仕上 ・アクリル樹脂焼付け ・焼付塗装	・36未満 ・36以上	・不燃

・移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法	圧接装置の操作方法	厚さ（mm）	表面材の材質	仕上げ	遮音性（dB）
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル回転式 ・		※鋼板	・焼付塗装 ・壁紙張り	・36未満 ・36以上

・トイレブース

(20.2.5)

表面材の材質	脚部 形状	材質	ドアエッジ 形状	材質
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木 ・支柱 ・なし	※ステンレス製	・標準 ※R	※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

・階段滑り止め

(20.2.7)

材種	幅（mm）	取付け工法	端部フラットエンド
・ステンレス製（SUS304） ビニルタイヤ入り	・約35	※接着工法 ・埋込み工法	※有り（※ビニル製・ｽﾃﾝﾚｽ製） ・無し

・手すり及びタラップ

手すり (20.2.6)
・ ステンレス製ＳＵＳ３０４ （表面処理 ※ ＨＬ程度 ・ Ｎｏ．２Ｂ程度）
・ 鋼製 （ 表面処理 ※ 溶融亜鉛めっきＣ種 ・ ）
・ アルミウム合金

タラップ (20.2.12)
※ ステンレス製ＳＵＳ３０４ （ 表面処理 ※ 研磨なし ・ ）
・ 鋼製 （ 表面処理 ※ 溶融亜鉛めっきＣ種 ・ ）

・床の異質材の取合い箇所

・ ステンレス製SUS304 NO2B仕上程度
※ 目地棒 ステンレス製SUS304 厚さ5(mm)×高さ12(mm)

・階段手すり

材種	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・集成材 ・ステンレスパイプ ・鋼製パイプ ・ビニール製 ※軟質樹脂製（抗菌剤入り）	・クリアラッカー ・HL ・SOP	・ ・ ・	図示

・ ブラケットアルミ合金製

・黒板及びホワイトボード

（ 20.2.9）

区分		種類	枠	色彩	形式	固定形式
・黒板 JIS S 6007	※焼付け ・	・鋼製 ・ほうろう	※アルミニウム合金製 ・木製	※緑 ・黒	※平面 ・曲面 ・スクリーン付き引分け	・上下スライダー ・固定
・ホワイトボード JIS S 6052		・ほうろう	※アルミニウム合金製 ・木製	白	※平面 ・曲面 ・スクリーン付き引分け	・上下スライダー ・固定

暗線方眼 ※有り ・無し

・掲示板（屋内）

枠の材質 ※アルミニウム製 ・
表面の材質 ※塩ビ発砲シート張り ・
照明 ・ 有り(LED) ※ 無し
施錠 ・ 有り ※ 無し

・表示

表示 （ 20.2.11）

区分	材質	寸法(mm)	厚さ(mm)	取付高さ(mm)	書体
・衝突防止表示	※ステンレス製 ・図示	※30φ	※市販品	※図示	
・室名札 ・室名札（既製品） ・学校形室名札 ・ピクトグラム ・とびら番号	※ステンレス製 ・図示	※図示	※5	※図示	
・館内案内板 ・各階案内板	※ステンレス製 ・図示	※図示	※5	※図示	

誘導標識、非常用進入口表示等の位置は図示とする。

・ブラインド

ブラインド （ 20.2.14）

形式	寸法（mm）	種類	ｽﾗｯﾄの材質	ｽﾗｯﾄ幅（mm）	ﾛｰﾙｱｯﾌﾟﾚｰﾙの材質	取付場所
※横形		※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	※25	※鋼製	※図示
・縦形		・１本操作ｺｰﾄﾞ式 ※２本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐﾆｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽﾗｯﾄ	・80 ・100	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	※図示

⊙ロールスクリーン

ロールスクリーン （ 20.2.15）

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	備考
※ ポリエステル ・ 綿	・ 電動式 ※ スプリング式 ・ チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・ 図示	

材種 ※ 高輝度昼光用

・カーテン

カーテン （ 20.2.16）

きれ地	ひだの種類	形式	開閉操作	施工取付箇所	備考
・ドレープ（無地・柄） ・シャー（レース）	・フランスひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・プレーンひだ ・片ひだ	・シングル ・ダブル	・電動 ・ひも引き ・手引き	・図示	・遮光性（ 級） ・防炎性（ 級）

タッセル、タッセル掛けの設置 ※要 ・不要

・カーテンレール

材種 ※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 （ 20.2.16）
形式 ・ 片引き ・ 引分け（ 暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする）
形状 ・ C型 ・ I型 ・H型 ※ 角形

・ブラインドボックス及びカーテンボックス

材質 ※ アルミニウム製 ・ ラワン ・ ペイトガ
表面処理 ※ AC－1 ・ AC－2（ ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
寸法 幅×深さ（mm） ・ 90×150 ・ 120×80 ・ 120×150 ・ 150×80 ・ 図示

⊙天井見切縁

材種
⊙ アルミニウム製 ※ 塩化ビニル製 ・ ステンレス製 ・ 図示 ・

⊙天井点検口

材質	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス
※アルミニウム製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・屋内外用 ・屋内用	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	±0.5mm 以内	片側 2.0mm以内

アルミニウム合金押出形材は JSH 4100 A6063S-T5 により、表面処理は陽極酸化被膜
JISH 8601（ AA6）（ 外部についてはB種又は同等品以上）をおこなったものとする。
内枠、外枠のコーナーピース、及び吊り金物、取付ボルト は鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理をおこなったものとする。
内枠の仕上材、留付金具はアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類とする。

・床点検口

材質	寸法	形式		枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス
※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 鋼製 ・ 鋳鉄製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内	片側 2.0mm以内
・ 鋳鉄製マンホール蓋		防臭型	荷重 T-2		

一般形：パッキンを装着しないもの、又はがたつき防止用パッキンを装着したもの
密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの

・壁点検口

材質	寸法	外枠	内枠
・アルミニウム製 ※塩ビ製	※図示	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ

⊙流し台ユニット（ 既製品）

種類	寸法（L=mm）	適用内容	規格・品質等
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	トラップ付き	※市販品 ・図示
・コンロ台	・600 ・700	バックガード ※有り	
・つり戸棚	・1200 ・900 ・600		
・水切り棚	・1200 ・900	ステンレス製 ※（ ）段式	※市販品

21 排水工事（構内に限る）

・エキスパンション ジョイント金物

	材　質
床	・ アルミニウム　※ ステンレス
床以外	※ アルミニウム　・ ステンレス

アルミ材の表面仕上げ：AB-1種
クリアランス　・ 50　※ 100　・ 150
耐火性能　※ あり　・ 無し
製造所（　　）

㋐トイレ補助手摺

芯材　：ステンレス304
表面材　：軟質塩化ビニル樹脂被覆（ 抗菌剤入）34φ
位置・形状：図示

・屋外掲示板

照明器具　※ 有り(LED)・ 無し
施錠　※ 有り　・ 無し
製造所（　　）

・消火器ボックス

ボックスの種類（　　）
※有り（ 消火器なし）　・有り（ 消火器あり：　　同等品以上）

・プレキャストコンクリート工事

（20.3.2）～（20.3.3）

取付箇所	補強鉄線の径（mm）	コンクリート 種別	コンクリート 設計基準強度（Ｆｃ）	配筋	取付け方法
	・ 3.2 ・ 4.0 ・ 5.0 ・ 6.0	※ Ⅰ類 ・ Ⅱ類	※ 標準仕様書20.3.3(1)(ア) ・	・ 図示	・ 図示 ・

・コンクリート 間知 ブロック積み

（20.4.2）（20.4.3）

施工箇所	地質	材種	仕上げ	積み方	目塗り	伸縮調整目地
	※砂利地業 ・砂地業	・（ ）-A ・（ ）-B	・乱方形 ・正方形 ・正六角形	※谷積み ・布積み	・行う	材種： 厚さ：

・木製デッキ　※再生木　・

・総合遊具　※ ＳＰマークもしくは構造計算により安全性を確かめること。

・フェンス

フェンスの種類
・ ビニル被覆エキスパンドフェンス
※ 樹脂塗装メッシュフェンス
・ 鋼管フェンス
・ ネットフェンス
高さ　※ 図示　・ 900　・ 1800　・ 2000
使用：朝日スチールエ業株式会社　UNFェンス同等品以上

・くつふきマット

材　質	受 け 枠	備　考
・ 塩化ビニル又はゴム製 ※ 硬質アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼（SUS304）製	・ ステンレス鋼（SUS304）製 ・硬質アルミニウム合金	

・旗竿

形　式	材　質	形　式	高さ（m）
※ テーパー式 ・ 同一断面式	※ アルミニウム合金製 ・	※ ロープ式 ・ ハンドル式	

製造所
旗竿受金物
※ ステンレス鋼（SUS304）製　・ 黄銅（ホワイトブロンズメッキ仕上げ）

・車止めさく

形　式	材　種	柱径、肉厚（mm）	高さ（m）	備　考
・上下式鎖内蔵式 （・標準品・スプリング式） ・	・ステンレス製	・φ76.3 t＝2.0 ・φ114.3 t＝2.5 ・	・ＧＬ＋700	

・フリーアクセスフロア

（20.2.2）

施工箇所	寸　法	仕上り高（mm）	耐震性能	所定荷重	漏えい抵抗	表面仕上げ材 / 帯電防止性能
	・500×500 ・			・3.000N ・5.000N	※製造所の仕様による ・漏えい抵抗値 （　　）	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・帯電防止床ﾀｲﾙ ※製造所の仕様による

構成材の材質　・ アルミニウム製　・ 鋼製

配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※ 20～30パーセント　・
配線取り出し開口
※ パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上
・ 図示
空調用吹き出し（吸い込み）パネル
※ なし
・ 有り（※ 固定式　・ 可変式）：施工箇所（　　）

フリーアクセスフロアの試験

耐荷重性能	※適用　・適用しない	※標準仕様書20章による	・変形（　）・残留変形（　）
耐衝撃性能	※適用　・適用しない		・残留変形（　）
ローリングロード性能	※適用　・適用しない		・残留変形（　）
耐燃焼性能	※適用　・適用しない		・（　）
寸法精度	※適用　・適用しない		・長さ（　）・角度（　） ・高さ（　）

・間知石積み

（20.4.2）（20.4.3）

施工箇所	地質	材種	仕上げ	積み方	目塗り	伸縮調整目地
	※砂利地業 ・砂地業	※花こう岩 ・	※耐候仕上げ ・	※谷積み ・布積み	・行う	材種： 厚さ：

㋐屋外雨水排水

排水管　（21.2.1）（表21.2.1）

材　質	種類・記号	呼び径	備考
※硬質ポリ塩化ビニル管	※HIVP	㋐5・100・125・150・200・250	
	・VU	・300・350・400・450	
・遠心力鉄筋コンクリート管	・外圧管（1種）	・150・200・250・300・350・400・450・500	

基床の厚さ及び種類　・図示　・　（21.2.2）
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　※接着剤　・ゴム輪　（21.2.2）
側塊の形状及びけた　・図示　・　（21.2.1）
排水桝の種類　・図示　・　（21.2.1）
砂地業に用いる材料　・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂　（21.2.1）
砂利地業に用いる材料　・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石　（21.2.1）
・現場打ちの場合のコンクリート材料　（21.2.1）
※普通コンクリート　・
設計基準強度　※18N/mm2　・
スランプ　※15cm又は18cm　・
・現場打ちの場合の鉄筋　種類の記号　（21.2.1）
※SD295　・
凍上抑制層に用いる材料　・　（21.2.1）
砂を用いる場合の粒度試験　・行う　・行わない

・排水桝及びふた

（21.2.1）

鋳鉄製マンホール蓋（SHASE-S 209 2003）

名　称	適用荷重（安全荷重（kN））	鍵	備考
・ 水封型 ・ 簡易密閉型（パッキン式） ・ 密閉型（テーパー・パッキン式） ・ 中蓋付密閉型（テーパー・パッキン式） ・ 密閉型（ボルトパッキン式）	・ T-2（5） ・ T-6（15） ※ T-20（50）	・ 有 ・ 無	

下水処理区域（合流区域）の場合の最終雨水桝は防水防臭型の蓋とする。
浸透桝　・ 使用する　・ 使用しない
浸透側溝　・ 使用する　・ 使用しない
構造等　・ 図示　・

・グレーチング

（21.2.1）

グレーチング

材　質	形　式	用　途	適用荷重	メインバーピッチ	溶融亜鉛メッキ	上面範囲
・鋼製	※受枠付 ・ ボルト固定 ※なし ・図示	・溝ふた（後断面） ・溝ふた（側溝用） ・側ふた用 ・U字溝用 ・インターロッキング用化粧蓋	・歩行用	※細目	※有 ・無	※凹凸形
			・T-2用	・普通目 ※細目	※有 ・無	・平型 ・凹凸形
			・T-6用			
			・T-14用			
			・T-20用			
			・T-25用			
・SUS製	※受枠付 ・ ボルト固定 ※なし ・図示	・溝ふた（後断面） ・溝ふた（側溝用） ・側ふた用 ・U字溝用 ・インターロッキング用化粧蓋	・歩行用	※細目		※凹凸形
			・T-2用	・普通目 ※細目		・平型 ・凹凸形
			・T-6用			
			・T-14用			
			・T-20用			
・鋳鉄製	※受枠付 ・ ボルト固定 ※なし ・図示	・溝ふた（後断面） ・溝ふた（側溝用） ・側ふた用 ・U字溝用	・歩行用	※細目	※防錆塗料 ・	※凹凸形
			・T-2用	・普通目 ※細目		・平型 ・凹凸形
			・T-6用			
			・T-14用			
			・T-20用			

22 舗装工事（構内に限る）

・路床

路床土の支持力比試験　※行う（720m2毎に1か所）　・行わない　（22.2.5）
路床土の締固め度の試験　※行う　・ 行わない　（22.2.5）
現場CBR試験　※行う（720m2毎に1か所）　・行わない
路床土安定処理　※行う　・行わない
添加材料
※普通ポルトランドセメント　・生石灰（　　）・（　　）
盛土　・ A種　※ B種　・ C種　・ D種　（22.2.3）

㋐路盤

路盤種別、品質　・（　　）　（22.3.3）
路盤の厚さ試験　※ 行う　・ 行わない　（22.3.5）
路盤の締め固め試験　※ 行う　・ 行わない　（22.3.5）

㋐アスファルト舗装

アスファルト舗装　（22.4.2）

部　位	舗装の厚さ（単位：mm） 表　層
㋐ 車道部（基層なし）	50
・ 車道部（基層あり）	30
・ 歩道部	30

アスファルト　（22.4.3）
※ 再生アスファルト　（ ・60～80(一般地域)　・80～100(寒冷地域) ）
・ ストレートアスファルト

加熱アスファルト混合物の種類　（22.4.4）

区　分	※ 一般地域	・ 寒冷地域
表　層	※ 密粒度アスファルト混合物（13） ・ 細粒度アスファルト混合物（13）	※ 密粒度アスファルト混合物（13F）
基　層	※ 粗粒度アスファルト混合物（20）	

シールコート
・ 行う　※ 行わない
アスファルト混合物の抽出試験
・ 行う（施工面積2000m2以上の場合）　※ 行わない　（ 22.4.6）

・コンクリート舗装

早強セメント　・ 使用する　※ 使用しない　（22.5.3）
厚さ試験　※ 行う　・ 行わない　（22.5.6）
注入剤　※ 低弾性タイプ　・ 高弾性タイプ　（22.5.3）
溶接金網　※ 有り　・ 無し　（22.5.3）

・カラー舗装

（22.6.2）（表22.6.1）

舗装の種類	備　考
・ 加熱系	表層に用いる加熱系混合物の結合材 ・ アスファルト 混合物　抽出試験 ・ 石油樹脂系混合物　・ 行う　・ 行わない
・ 常温系	着所部の下部　工法 ・ アスファルト 舗装　・ ニート 工法 ・ コンクリート 舗装　・ 塗布工法

・透水性アスファルト舗装

アスファルト 混合物の抽出試験　・ 行う　※ 行わない　（ 22.4.6）
試験練　※ 行う　・ 行わない　（ 22.7.4）
構造等　※ 図示　・

・ブロック系舗装

（22.8.3）

舗　装	種　類	寸法（mm）	厚さ（mm）	備　考
・ｺﾝｸﾘｰﾄ平板舗装 ﾌﾞﾛｯｸ舗装	※普通平板（Ｎ） ・透水性（Ｐ） ・保水性（Ｍ）	※300角 ・	※60 ・	目地材 ※砂 ・モルタル ・
・ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ	※普通ブロック（Ｎ） ・透水性ブロック（Ｐ） ・誘導、注意喚起用ブロック ・保水性ブロック（Ｍ）		車道部 ※ 80 歩道部 ※ 60	色彩及び表面加工 ※標準品 ・ 誘導、注意喚起用は黄色
	・植生ブロック		※80 ・100	
・舗石	※小舗石（花崗岩） ・		※80～ 100	施工方法 ※ うろこ張り 基層 ※ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装・ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装

23 植栽及び屋上緑化工事

・植栽地の確認等

土壌の水素イオン濃度指数（ｐｈ）試験　・ 行う　・ 行わない　（23.1.3）
電気伝導度（ＥＣ）試験　・ 行う　・ 行わない

・植栽基盤一般

植栽基盤整備工法　※ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　※ 芝及び地被類はＢ種とする。
植栽基盤の排水設備　（表23.2.2）
・ 設ける（・暗渠　・開渠　・排水層　・竪穴排水）　※ 設けない

・植込み用土

・ 現場発生土　・ 客土　（23.2.3）

・肥料および土壌改良材

肥料　（23.2.3）
※ カウレックス（埋戻土量（　）×６２．５kg／　／本）　・ 図示による。
土壌改良材　（23.2.3）
※ パーライト（埋戻土量（　）×１２５kg／　／本）
・ バーク堆肥（５０Ｌ／m^3）
・ 下水汚泥コンポスト顆粒状（１０Ｌ／ｍ）【緩効性肥料（　）配合】
・（　）

・支柱材

種類　（23.3.2）
※ 丸太（幹材）
・ 真竹

・幹巻き用材料

※ 幹巻き用テープ　・ わら、こも　（23.3.2）

・芝

※ こうらい芝　・ 野芝　・

・吹付けは種

種子の種類　※ 洋芝類又はクローバー（採取後2年以内）　（23.4.2）
種子の量　（g/m）
皮膜養生剤　・ 行う　※ 行わない

・新植樹木の枯保証

新植（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯保証期間　（23.4.3）
※ 引き渡しの日から1年　・ なし
※ 再植栽　・ 伐採抜根のうえ埋戻し整地

・移植樹木の枯損処置

移植の枯損処置期間　（23.4.6）
※ 引き渡しの日から1年　・ なし
・ 再植栽　※ 伐採抜根のうえ埋戻し良土で整地
・ 仮移植場所は敷地内指定場所とする

・建築物緑化

※ 屋上緑化システム【実績等の資料を監督職員に提出する】　（23.5.3）
土壌層の厚さ　※ 図示　・（　）cm　（23.5.2）
かん水装置　・ 設ける　・ 設けない　（23.5.4）

耐根層、耐根層保護層、排水層、透水層及び土壌層　（23.5.3）
※ 規定の性能、強度、耐久性を持つ構成材を使用すること
1）耐根層
クヌザサ等の地下茎伸長力の強い植物にも対応し重ね合わせ部も同等の性能とする
2）耐根層保護層
合成樹脂、合成繊維の不織マット等とする
車輌及び大型の機械工具を使用する場合はアスファルト成形板、ゴムマット等を使用とする
3）排水層
・ 軽量骨材　層の厚さ（　）ｃｍ
・ 透水排水管
・ 板状成形品
4）透水層
耐腐食性、耐久性のあるものとする
5）土壌層
・ 人工軽量土　飽和透水係数 10^{-3} m/s以上　水素イオン濃度指数（ph）4.5～7.5
※ 改良土　飽和透水係数 10^{-5} m/s以上　水素イオン濃度指数（ph）4.5～7.5

支柱　・ 設置する（図示）　・ 設置しない　（23.5.4）

屋上緑化軽量システム　※ 防水保護層の材質、植込み用土はシステム製作所仕様による　（23.5.3）
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込み物　※ 図示
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※ 図示

◆ 一般共通事項追記

※火災保険等

1）火災保険等の加入
・受注者は工事目的物及び工事材料等を工事の目的に応じた火災保険、建設工事保険、その他の保険に付すこと。
保険の加入時期は工事着工の日とし、終期は工事完成期日後14日とする。
請負者は火災保険等に加入した場合は速やかに保険証券の　※写しを提出　・原本を提示　する。
※保険対象は請負工事全体とする。
ただし、整地工事、排水工事、杭工事、解体工事、地下埋設部分工事（ガス、水道工事）等は適用外とすることができる。

※現場代理人の常駐を要しない期間

現場代理人取扱要領第4条の規定により、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、市監督員との協議により定め、工事打合簿等の書面により明示すること。
工事完了（工事完了届の提出）後、工事完成検査を実施するまでの期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
現場代理人取扱要領第4条の規定により、工事完成検査が終了し、事務手続・片付け等のみが残っている期間についても現場代理人の工事現場への常駐を要しない。なお、工事完成検査が終了した日とは、本市が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（本市が手直し事項の完了を確認した日）とする。
ただし、工事現場への常駐を要しない期間中にあっても、現場代理人取扱要領に定める兼任を認める対象工事以外の工事については、他の工事の現場代理人・主任技術者を兼任してはならない。

㋐主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

監理技術者制度運用マニュアル三の(2)により、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、建設業法第26条第3項の規定に該当する主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、市監督員との協議により定め、工事打合簿等の書面により明示すること。
また、同マニュアルにより、工事完成検査が終了し、事務手続・片付け等のみが残っている期間についても建設業法第26条第3項の規定に該当する主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事完成検査が終了した日とは、本市が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（本市が手直し事項の完了を確認した日）とする。

・週休２日制工事（発注者指定方式）

原則週休２日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の発注者指定方式の対象工事である。
本特記事項に記載されていない項目は、「週休２日制度を活用する工事の導入に係る事務取扱要領」による。
建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休２日が確実に確保できるよう受注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行い、「週休２日制度」を工事看板に明記すること。
受注者は、現場着手前に週休２日の取得計画が確認できる「現場閉所計画」を記載した「週休２日工事実施表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。
現場稼働中の期間［現場着手（現場測量等）前、年末年始期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間、現場終了後等の期間を除く］における週に２日の現場閉所（以下「現場閉所」という。）を４週８休以上の達成を前提として「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和２年６月２３日付け国営積第４号）の補正係数を乗じたうえで予定価格を作成している。
なお受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、施設管理者及び近隣住民等の要望対応並びに地中障害物等の予期することのできない事象に対応するために作業を行う期間を指し、市監督員との協議により決定する。
また、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休にみたないものは補正分を減殺要する。（４週６休以上４週８休未満であっても補正を適用しない）。

・週休２日制工事（受注者希望方式）

原則週休２日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の受注者希望方式の対象工事である。
本特記事項に記載されていない項目は、「週休２日制度を活用する工事の導入に係る事務取扱要領」による。
建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休２日が確実に確保できるよう受注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行い、「週休２日制度」を工事看板に明記すること。
受注者は、現場着手前に週休２日の取得計画が確認できる「現場閉所計画」を記載した「週休２日工事実施表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。なお、受注者が週休２日を希望しない場合は、週休２日工事の導入に係る事務取扱要領の対象外とする。現場稼働中の期間［現場着手（現場測量等）前、年末年始期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間、現場終了後等の期間を除く］における週に２日の現場閉所（以下「現場閉所」という。）における週に２日の現場閉所の達成状況に応じて「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和２年６月２３日付け国営積第4号）に掲載の補正係数を乗じたうえで契約変更する。
なお受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、施設管理者及び近隣住民等の要望対応並びに地中障害物等の予期することのできない事象に対応するために作業を行う期間を指し、市監督員との協議により決定する。

また４週８休以上を希望しない場合、次のとおり工期を変更する。

週休２日取得計画日数	変更後工期末
４週７休以上４週８休未満	令和　年　月　日まで
４週６休以上４週７休未満	令和　年　月　日まで
４週６休未満	令和　年　月　日まで

◆ 別表

別表．1
※再生資源利用（促進）計画書（実施書）提出要領

資源有効利用促進法第18条の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定めた省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」による。

「兵庫県建設リサイクルガイドライン」による。

提出の方法
国土交通省総合政策局のリサイクルホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式」をダウンロードして作成する。

提出物
※「建設リサイクル報告様式」入力電子データ　１部
※紙ベース　１部

段　階	要　件	添付書類	作成者
施工段階のリサイクル計画書（施工計画書）	土砂、砕石、加熱アスファルト混合物を搬入する工事	再生資源利用計画書	受注者
	建設発生土、コンクリート塊アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を搬出する工事	再生資源利用促進計画書	受注者
再資源化等の完了又は工事完了段階（建設リサイクル法第18条に基づく再資源化等報告書）	土砂、砕石、加熱アスファルト混合物を搬入する工事	再生資源利用実施書	受注者
	建設発生土、コンクリート塊アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を搬出する工事	再生資源利用促進実施書	受注者

◆ 参考メーカーリスト

・参考品番一覧

項目	メーカー名	商品名・品番
ホースタワー	株式会社 三浦消防	NAホスﾀｰﾙ 14.4-360kgf 標準ｳｲﾝﾁ式
他 監督員協議の上決定すること		

仕 様 書

解体工事仕様　Ver.R6.4.1

１．共通仕様

（１）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下、「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和４年版）（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

２．特記仕様

（１）項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。⊙印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
（３）特記事項に記載の（　）内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（５）特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
１ 一般共通事項	⊙一般事項	受注者は、市監督員と随時打合せを行い、工事の円滑な進捗を図るものとする。
	⊙優先順位	１．市監督員指示事項　２．本特記仕様書　３．設計図 ４．解体共通仕様書　５．標準仕様書
	⊙官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他への必要な届出手続き等を遅滞なく行うこととし、その費用は受注者の負担とする。（1.1.3）
	⊙工事実績情報の登録（ＣＯＲＩＮＳ）	※　登録する （請負金額が500万円以上の工事に適用する）（1.1.4）
	⊙疑義に対する協議等	工事施工に際し、設計図書並びに参考内訳明細書の誤記、記載漏れ、項目・数量等の過不足、及び納まり・取り合い等に関して工事を施工する上で当然必要と判断されるものが生じた場合、市監督員と協議する。（1.1.8）
	⊙施工計画書	工事契約後速やかに施工計画書を市監督員に提出する。（1.2.2） また、計画書の作成にあたり関係法令等を遵守するほか特に以下に留意しなければならない。 ■建築物の解体工事における外壁の剥落等による公衆災害防止策に関するガイドライン 【ガイドライン抜粋】 １．施工者及び受注者は、解体対象建築物等の構造等を事前に調査、把握するとともに、事故防止に十分配慮した解体工法の選択、施工計画の作成を行うこと。 ２．施工者は、解体工事途中段階で想定外の構造、設備等が判明した際は、工事を一時停止し施工計画の修正を検討すること。 ３．施工者は、公衆災害を防止する観点から、特に、①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない建築物の解体工事の施工にあっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成、工事の実施を適切に行うこと。 ４．受注者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異なる構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部分の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮して、施工計画の作成、工事の実施を行うこと。 ５．発注者及び受注者は、大規模な建築物の解体工事における事故の影響、責任、解体工事に係る技術の必要性等を十分認識し、関係法令を遵守するとともに、適切な契約、施工計画の作成、工事の実施を行うこと。
	⊙工事写真	次のものを市監督員に提出する。ただし原版は撮影業者の保管とする。（1.2.3）

撮　影　時		規　　格	提出部数	仕上げ
着　工　前	※敷地状況	サービス版（カラー）	１　部	紙媒体
	※付近家屋	サービス版（カラー）	１　部	紙媒体
	※周辺道路	サービス版（カラー）	１　部	紙媒体
	※建物全景（棟毎）	サービス版（カラー）	１　部	紙媒体
	※解体外構工作物（工作物毎）	サービス版（カラー）	１　部	紙媒体
工　事　中	※工事写真（分別中・見隠部）	サービス版（カラー）	１　部	紙媒体
完　成　時	※敷地の全景	サービス版（カラー）	２　部	写真専用印刷可
着工前・工事中	※上記のうち左記に該当するもの	CD-R	１　部	
完　成　時	※上記のうち左記に該当するもの	CD-R		

着工前及び工事中の写真はＡ４版工事写真帳とし、撮影場所等を記入の上提出する。
工事写真は「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」を熟読し、各工事の施工段階において十分な撮影計画を検討した上で撮影すること。
電子媒体には「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」の「建築フォルダ構成例」を参考にフォルダを作成し画像ファイルを整理・保存する。

⊙契約不適合責任	本工事完了検査日より下記期間内に、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見された場合、受注者の負担において修繕または取り替えなければならない。 2年（工事に設備機器設置を含む場合、設備機器本体については1年） ※本工事完了検査日より2年以内の期間に契約不適合責任検査を受けなければならない。 なお契約不適合責任検査には合格しなければならない。
・電気保安技術者	※　適用する（1.3.3）
・施工条件	施工時期の指定　※ 市監督員との協議による　・図示（1.3.5） 施工時間の指定　※ 市監督員との協議による　・図示 施工順序の指定　※ 市監督員との協議による　・図示 工事用車両の駐車場所　※ 市監督員との協議による　・図示 資機材の置場所　※ 市監督員との協議による　・図示 関係機関等との協議　（　　）
⊙施工中の環境保全等	建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法、その他関係法令等に従い周辺環境の保全に努めること。（1.3.9）
⊙発生材の処理等	引渡しを要するもの（1.3.10）

分類		引渡しを要するもの
金属類	構造体	・鉄筋　・鉄骨　・その他（　　）
	仕上材	・壁、天井軽量鉄骨下地 ・手摺、タラップ類　・屋外階段 ・その他（　　）
	建具	・鋼製建具　・鋼製軽量建具　・アルミ製建具 ・ステンレス製建具　・その他（　　）
	設備	・電線　・配管　・ダクト ・設備機器（　　） ・その他（　　）
	その他	・（　　）
PCB類		・PCB含有機器類
		・PCB含有シーリング材
その他指定物等		（　　）
		（　　）

⊙施工計画調査	※　各章に定める施工調査を行う。（1.5.1） なお、建築設備のガス、電気、電話、排水管等については、工事着手前に調査するとともに、各関係機関と連絡調整を行う。
⊙施工数量調査	※ 行う（1.5.2）

調査範囲	調査方法
解体対象の全ての部分	目視等

⊙近隣家屋等の調査	※　請負業者は、その責任において近隣家屋の事前調査・事後調査を専門コンサルタントにて行うこと。詳細は別添の「周辺家屋調査仕様書」による。
⊙再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）	※　作成、提出する （作成、提出要領等は別表.１による）
・通信設備	・現場事務所内に電話、ファクシミリ及びＥメール送受信の環境を備えること。 ・常に連絡がとれるように携帯電話等を持つこと。 （現場代理人、監理技術者、主任技術者）
⊙工事関係提出書類	・本市担当職員との協議による。
⊙安全管理及び建築工事に関する注意事項	・交通整理員は、常駐（１）人以上配置すること。また、主要資材搬入時など、特に工事車輌の運行量が増加する場合は（１）人以上追加して配置し、安全管理の徹底に努めること。 ・工事用関係車輌は、構内に駐車すること。構内に駐車出来ない時は特別の許可を得る以外は、駐車禁止ヶ所に止めないで適切な駐車場を確保すること。 ・工事中は、現場を清潔にするのはもちろん、必要な養生および危険防止に万全を期すること。 ・シンナー等の管理については工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また自動車に搭載した状態で車輌を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
・完成時の提出図書	設計原図を訂正の上、以下のとおり成果品を提出すること。〈 1.7.1～3〉 １、縮小第2原図は保存性・耐久性のある第2原図用紙又は普通紙とし、A3版＿＿部作成し、市指定図面ファイルに収めたうえ提出する。 ２、金文字2つ折製本は厚手の黒表紙で白焼きし、A4版＿＿部提出する。 次のものをCD-R等で（表1と表2に分けて）電子納品する。

（表1）

フォルダ名	資料大分類	資料小分類
DRAWINGF	竣工図	※CADデータ ※PDFデータ
MAINT	保全に関する資料	※保全データ入力フォーム ・主要資材一覧表 ・仕上表（内部・外部） ・建築物及び物品引渡書

（表2）

フォルダ名	資料大分類	資料小分類
INSPECT	検査関係資料	・確認申請等変更図データ ・省ｴﾈ変更図データ ・開発事業等におけるまちづくりに関する条例変更図データ
PICTURE	工事写真	・工事写真

上記に示す資料は、可能な限り電子納品としますが、電子化が著しく非効率な場合は、協議により紙等とすることが出来る。この場合、受注者は「様式1-1変更確認書(工事)」を提出すること。

⊙工事用水	※構内既存の施設を（・有償　・無償）で利用できる。 ただし、下記の条件を全て満たすものとする。 １）取出しは構内既設給水管とし現況復旧すること。 ２）調査、施工等に要する全ての費用は受注者負担とする。 ３）有償の場合は参考メーター（私設）を設置し、市の算出に基づく清算払いとする。 ・構内既存のカランを無償で利用できる。
⊙工事用電力	※本工事に必要な工事用電力の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とし、電力会社から直接引き込むものとする。 ・既存の100V コンセントを無償で利用できる。ただし漏電対策として、漏電遮断機付きコンセントを使用すること。
⊙竣工検査	受注者は工期内に竣工検査を受け、引渡さなければならない。
⊙過積載の禁止	受注者は過積載防止の担当者を定め過積載防止に努めるとともに、車輌は積載自重計若しくはトラックスケールにより積載重量を確認し市監督員に報告すること。
⊙不正軽油の使用の禁止	１．受注者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第１４４条の３２（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 ２．受注者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。
⊙建設リサイクル法による通知書の提出	・「建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律」第11条に基づき、市から建築調整課へ通知書を提出するため、通知書のエクセルデータを市監督員に提出すること。
2 仮設工事 ⊙仮囲い	※設ける（範囲、種別等は図示）（2.2.2）
⊙騒音・粉じん等の対策	※対策を行う（2.2.1）

種別	設置範囲、高さ等
・防音パネル	※ 図示
⊙防音シート	※ 図示
・養生シート	※ 図示
・	

⊙足場その他	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」における「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」・「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん、幅木等の機能を有する足場とする。 ※解体部、最上階より１枠以上高く設置すること。（2.2.2）
・市監督員事務所等	※設ける（規模　㎡程度）（2.3.2） 備品等（・机　・椅子　・ロッカー（鍵付）　・コンセント　・電話 設備等（・空調設備　・水洗便所　・その他（　　）））

・表示板設置

工事現場出入口附近の見やすい箇所に次の表示板を設置すること。
※工事現場掲示板（市旗「に」HP参照）に基づく表示板　（※A3　・A2　・　　）
※事業概要表示板　（※A3　・A2　・　　）
・暴力追放・不当要求防止等協議会看板　（※A3　・A2　・　　）
・再生資源利用（促進）計画掲示様式　（※A3　・A2　・　　）
・週休2日制工事看板　（※A3　・A2　・　　）

3 解体施工

・浄化槽等の汚染及び汚物　(3.2.1)

種別	処理方法
・浄化槽の汚水及び汚物	・回収
・排水槽の汚水及び汚物	・洗浄
・	・消毒
・	・

・杭

・存置（※撤去後の措置（埋め戻し等）を竣工図として提出すること。）　(3.9.2)
・撤去
撤去する場合の解体方法
・引き抜き　・破砕　・（　　）

・さく、照明設備等

・撤去　・存置　・（　　）　(3.10.1)

・樹木等

・伐採抜根　・伐採　・移植　・存置　(3.11.1)

・地下埋設物

・撤去する地下埋設物　(3.12.1)
・浄化槽　・排水桝　・ハンドホール　・オイルタンク
・埋設廃棄物　・（　　）
・存置する地下埋設物（※図示）
※上記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、市監督員に報告し、立会確認の上、対応策を協議すること。

・埋設配管

※撤去　(3.12.1)
※設計図書に記載されていない埋設配管の存在を確認した場合は、市監督員に報告し、立会確認の上、対応策を協議すること。

・解体後の整地

埋戻し及び盛土　(3.13.1)
※行う
埋戻し及び盛土を行う場合の土の種類
・山砂類
・根切り土の中の良質土
・他現場の建設発生土の中の良質土
・再生コンクリート砂
整地
※解体後の整地は原則として機械によるものとし、十分に締固めを行う。
搬出車両はあらかじめ場内にてタイヤ及び車体の泥洗浄を行い、公道を汚した場合はすみやかに掃除を行うこと。

・解体後の囲障

※設置する　・工事中の仮囲いを存置　(3.13.1)
囲障を設置する場合の仕様等

種別	高さ	設置範囲
・木杭＋ロープ張り ・木杭＋番線張り ・（　　）	H=　（　　）m	※ 図示 ・ 敷地境界全域

4 建設廃棄物の処理

・再資源化等

この章の記述に関わらず、特別管理産業廃棄物は５章、アスベスト含有建材は６章、特殊な建設副産物は７章のそれぞれの定めによる処理を適用する。
(4.4.1)
本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で
定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。
また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて市監督員に報告する。
※トラックスケールなどによる処分数量、処分先の確認をマニフェストシステムにて行うこと。
なお4～7章の表中の施設所在地及び運搬距離は積算条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、標準仕様書に基づき施工計画書に含め、市監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし4-7章の表中の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入困難となった場合は、設計変更の対象とする。（兵庫県登録施設は兵庫県HPを参照）
また、受注者が上記以外でやむを得ず他府県登録施設を使用する場合は市監督員の承諾を受ける。
※兵庫県県土整備部の「建設副産物の処理並びに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。

以下（１）～（３）に指定したものは再資源化を行う。
（市監督員に引渡すものを除く）

（１）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物（原則再資源化）

品目	施設の所在地	運搬距離
・ｺﾝｸﾘｰﾄ		ｋｍ
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ		ｋｍ
・木材		ｋｍ

（２）金属類その他（引渡すもの以外は原則再資源化）

品目	施設の所在地	運搬距離
・金属類		ｋｍ
・塩ﾋﾞﾆﾙｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管		ｋｍ
・小形二次電池		ｋｍ

（３）その他再資源化を指定するもの

品目	施設の所在地	運搬距離
・		ｋｍ
・		ｋｍ
・		ｋｍ

木材の指定建設資材廃棄物としての縮減
・適用する　・適用しない

再資源化して現場で利用するもの

名称	仕様	数量	備考
・			
・			

・産業廃棄物広域認定制度

※適用あり　(4.4.2)
適用する品目

名称	仕様	数量	備考
・			
・			

・最終処分

以下（１）～（３）に指定したものは最終処分を行う。
（監督員に引渡すもの及び再資源化するものを除く）
(4.4.3)
（１）安定型、管理型または遮断型最終処分場で処理できるもの

品目	施設の所在地	運搬距離
・がれき類		ｋｍ
・ｶﾞﾗｽくず、ｺﾝｸﾘｰﾄくず、陶磁器くず		ｋｍ
・廃プラスチック類		ｋｍ
・金属くず		ｋｍ
・ゴムくず		ｋｍ
・		ｋｍ

（２）管理型または遮断型最終処分場で処理できるもの

品目	施設の所在地	運搬距離
・汚泥		ｋｍ
・木くず		ｋｍ
・紙くず		ｋｍ
・繊維くず		ｋｍ
・廃油		ｋｍ
・もえがら		ｋｍ
・石膏ボード類		ｋｍ
・		ｋｍ
・		ｋｍ
・		ｋｍ
・		ｋｍ

（３）遮断型最終処分場で処理できるもの
（有害物質を含み環境省令で定める基準に適合しないもの）

品目	施設の所在地	運搬距離
・もえがら		ｋｍ
・ばいじん		ｋｍ
・汚泥		ｋｍ
・鉱さい		ｋｍ
・		ｋｍ

・処理に注意を要する建設廃棄物

以下（１）から（３）の建設廃棄物は、１　再資源化物、３　最終処分　の定めに関わらずここに示す処分方法を適用する。　(4.5.1)
・（１）CCA処理木材
※適切な燃焼、排ガス処理を有する中間処理施設で処理

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・（２）石綿含有石膏ボード
※解体工事共通仕様書6.5.3による

・（３）ひ素カドミウム含有石膏ボード
・製造業者に回収を委託

製造業者の名称	所在地

・管理型最終処分場で埋立処分

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

5 特別管理産業廃棄物の処理

・工事前の調査、分析等

この章の記述に関わらず、石綿含有建材は６章の定めによる処理を適用する。
(5.1.2)
工事前に行われている調査、分析等（特別管理産業廃棄物関係）

種別	調査、分析範囲	調査、分析結果概要等
・PCBを含む機器類		
・PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材		
・廃油		
・廃酸・廃ｱﾙｶﾘ		
・ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類		
・重金属分析		
・		

・施工計画調査

※ 解体共通仕様書5.1.2に沿って施工調査を行う。　(5.1.2)
※ 施工調査により新たに特別産業廃棄物等の存在が判明した場合、及び特別産業廃棄物かどうかが判明しない場合には、市監督員に報告し、対応策を協議すること。

本工事で実施する分析調査の指定　(5.4.1)

種別	調査、分析範囲	調査、分析結果概要等
・PCBを含む機器類の微量PCB分析調査		
・PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材の分析調査		
・ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ調査		
・重金属分析		

・PCBを含む機器類

処理方法　(5.4.1)
※ 市監督員に引渡す　・（　　）

・PCB含有シーリング材

PCB含有シーリング材の撤去方法　(5.4.1)
・標準施工要領書（日本シーリング材工業会）による撤去
・（　　）

廃棄物の処理方法
※ 市監督員に引渡す　・（　　）

・廃油

処分方法　(5.4.1)
・焼却処分　・中間処理施設にて再生処理

再生処理する場合の中間処理施設

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・廃酸・廃アルカリ

（１）吸収冷凍機、直だき吸収冷温水器等の臭化リチウム水溶液等の処理　(5.4.1)
・中和処理　・焼却処理　・中間処理施設にて再生処理

再生処理する場合の中間処理施設

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

（２）鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液の処理
・中和処理　・焼却処理　・中間処理施設にて再生処理

再生処理する場合の中間処理施設

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・ダイオキシン類

廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 (5.4.1)

・解体作業第１管理区域（レベル１）
・解体作業第２管理区域（レベル２）
・解体作業第３管理区域（レベル３）
・（　　）

廃棄物焼却炉からの排出物の処分

品目	施設の所在地	運搬距離
・もえがら		ｋｍ
・ばいじん		ｋｍ
・		ｋｍ

６ 石綿含有建材の除去及び処理

・設計時の調査、分析等

工事前に行われている調査、分析等（石綿関係）

種別	調査範囲	調査、分析結果概要等
・石綿含有吹付け材		
・石綿含有保温材等		
・石綿含有成形板		
・建築設備使用の石綿含有材		

設計時の調査では石綿は、確認されていません。
結果については、貸出可能です。

・工事前の調査、分析等

石綿障害予防規則第3条及び大気防止汚染法第18条の15による事前調査を行い、調査結果を報告するため「石綿事前調査報告システム」（環境省・厚生労働省HP）にユーザー登録を事前に行っておくこと。

・事前調査

※ 書面調査（第一次調査）及び現地調査（第二次調査）により石綿の使用が疑わしいものがある場合は、市監督員に報告し、対応策を協議すること。
※ 施工調査により新たに石綿含有建材等の存在が判明した場合は、市監督員に報告し、対応策を協議すること。
※ 施工者は「解体等工事を行う場合の石綿有無に関する事前調査について」に基づき調査者を選定すること。 (6.1.2) [9.1.1]

本工事で実施する分析調査の指定

種別	調査範囲	調査方法
・石綿含有吹付け材	・解体対象物全体 ・（　　）	※定性分析　・定量分析 ・協議による
・石綿含有保温材等	・解体対象物全体 ・（　　）	※定性分析　・定量分析 ・協議による
・石綿含有成形板	・解体対象物全体 ・（　　）	※定性分析　・定量分析 ・協議による
・建築設備使用の石綿含有材	・解体対象物全体 ・（　　）	※定性分析　・定量分析 ・協議による

分析方法

※JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）及びJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）による。

・石綿粉じん濃度測定

※行う（測定箇所　※図示） (6.1.3) [9.1.1]

測定時期、場所及び測定点数

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点数（各処理作業室ごと）	備　考
・	測定1	処理作業前	処理作業室前	各（　）点	
・	測定2		施工区画周辺又は敷地境界	計2点	
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	各（　）点	
・	測定4		セキュリティーゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
・	測定5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認
・	測定6		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	測定7	処理作業後（隔離シート撤去前）	処理作業室内	各（　）点	
・	測定8		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

(1) 施工区画とは、処理作業室、セキュリティーゾーン、廃棄物置場、資材置場等を含む本処理工事に直接又は間接的に係る区画、施工区画周辺とは、その区画境界の前後1m以内の範囲をいう。
(2) 処理作業室の面積が50m2以下の場合は2点、300m2までは3点とする。300m2を超えるような場合は、市監督員と協議する。

測定方法

JIS K 3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による。
※切断相差顕微鏡法を行う場合は作業場の隔離（負圧不要）をおこなうこと。
試料採取フィルターを二分割し、一方を位相差顕微鏡法用として使用し、他方はその結果が高い場合（10本/L以上）に行う位相差・分散顕微鏡法用に保存しておく。
・位相差、分散顕微鏡法

測定機関は，都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定3（作業環境）	測定1,4,5,7（室内環境）	測定2,6,8（大気環境）
メンブレンフィルターの直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（L/分）	1	5	10
試料の吸引時間（分）	5	120	120
計数視野数	50	50	100
定量限界（本/L）	50	0.5	0.3

測定記録項目
(1) 除去する石綿含有建材の種類
(2) 測定点の位置の図面
(3) 測定日時、天候、気流
(4) 試料採取条件
(5) 標本作製方法
(6) 使用顕微鏡の種類（開口数を含む）
(7) 計数条件（HSEテストスライドの読取りグループ番号を含む）
(8) 繊維数濃度（位相差顕微鏡法の場合は総繊維数濃度、位相差・分散顕微鏡法の場合はアスベスト繊維数濃度）
(9) 定量限界
(10) その他

・石綿含有吹付け材の除去（レベル1）

除去対象範囲　※図示 (6.3.2) [9.1.3]
除去工法　※改修標仕9.1.3(2)(ア)(a)～(d)による
除去した石綿含有吹付け材等の処理
※密封処理（二重袋梱包）　・セメント固化
作業場の隔離　※行う　・行わない

・石綿含有吹付け材等の処分

・中間処理　（・無害化施設　・溶融施設） (6.3.3)

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・管理型又は遮断型最終処分場にて埋設処分

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・石綿含有保温材等の除去（レベル2）

除去対象範囲　※図示 (6.4.1) [9.1.4]

・石綿含有保温材等の処分

・管理型又は遮断型最終処分場にて埋設処分 (6.4.3)

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・石綿含有成形板の除去（レベル3）

除去対象範囲　※図示 (6.5.1) [9.1.5]

石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種の除去（レベル3）　・行う

・石綿含有仕上塗材の除去（レベル3）

石綿含有仕上塗材の除去（レベル3）　・行う (6.6.1) [9.1.6]
除去対象範囲　※図示
除去工法　（　　）
除去対象範囲　※図示
作業場の隔離　・行う（負圧不要）　・行わない

・石綿含有成形板の処分

・（１）石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分 (6.5.3)

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・（２）石綿含有石膏ボードを除く石綿含有成形板
・安定型最終処分場等の一定の場所で埋立処分

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・中間処理（無害化処理）

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・石綿仕上含有塗材の処分

・管理型最終処分場で埋立処分 (6.6.4)

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

・建築設備に使用されている石綿含有材の処理

使用設備の名称	処理方法
・	

石綿含有材を埋立処分、又は中間処理する場合の処分場

施設の所在地	運搬距離
	ｋｍ

７ 特殊な建設副産物の処理

・工事前の調査、分析等

工事前に行われている調査、分析等（特殊な建設副産物関係） (7.1.3)

種別	調査範囲	調査、分析結果概要等
・フロン		
・ハロン		
・イオン化式感知器		
・六ふっ化硫黄ガス		
・PFOS		
・特定化学物質		

・施工計画調査

※ 解体共通仕様書7.1.3に沿って施工計画調査を行う。 (7.1.3)
※ 施工計画調査により新たに特殊な建設副産物の存在が判明した場合、及び特殊な建設副産物かどうかが判明しない場合には、市監督員に報告し、対応策を協議すること。

本工事で実施する分析調査の指定

種別	調査、分析範囲	調査、分析結果概要等
・フロン		
・ハロン		
・イオン化式感知器		
・六ふっ化硫黄ガス		
・PFOS		
・特定化学物質		

８ 一般共通事項追記

※注意事項

※周辺道路より進入退出する工事車輌は、安全に十分注意して走行するとともに、市道工事区域周辺道路上で待機しないこと。
・駐車場所がないため、職員及び作業員の通勤は電車、自己送迎バス及び近隣の有料駐車場利用等にて計画すること。
※工事用進入退出路は、周辺住民の日常生活道路であるため、地元住民の車輌運行及び走行車を優先させるとともに、必要に応じて散水・清掃等を行うこと。
※ダンプ・トラック等による撤去物の搬出時には車体側板より高く積載せず、周辺にほこり等が飛散しないようシート掛け等を行うなどの処置をし、搬出すること。
※交通整理員は周辺住民及び通園・通学児童等の通行及び交通安全に特に注意すること。
・本工事は、契約不適合責任検査はなしとする。

※現場代理人の常駐を要しない期間

現場代理人取扱要領第４条の規定により、請負契約の締結後、現場に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、市監督員との協議により定め、工事打合簿等の書面により明示すること。
工事完了（工事完了届の提出）後、工事完成検査を実施するまでの期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
現場代理人取扱要領第4条の規定により、工事完成検査が終了し、事務手続・片付け等のみが残っている期間についても現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
なお、工事完成検査が終了した日とは、本市が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（本市が手直し事項の完了を確認した日）とする。
ただし、工事現場への常駐を要しない期間中にあっても、現場代理人取扱要領に定める兼任を認める対象工事以外の工事については、他の工事の現場代理人・主任技術者を兼任してはならない。

・主任技術者又は監理技術者に専任を要しない期間

監理技術者制度運用マニュアル三の(２)により、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、建設業法第２６条第３項の規定に該当する主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、市監督員との協議により定め、工事打合簿等の書面により明示すること。
また、同マニュアルにより、工事完成検査が終了し、事務手続・片付け等のみが残っている期間についても建設業法第２６条第３項の規定に該当する主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事完成検査が終了した日とは、本市が工事の完成を通知し確認した旨、受注者に通知した日（本市が手直し事項の完了を確認した日）とする。

◆ 一般共通事項追記

・週休2日制工事
（発注者指定方式）

原則週休２日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の発注者指定方式の対象工事である。

本特記事項に記載されていない項目は、「週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領」による

建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休２日が確実に確保できるよう受注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行い、「週休２日制度」を工事看板に明記すること。

受注者は、現場着手前に週休２日の取得計画が確認できる「現場閉所計画」を記載した「週休２日工事実施表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。

現場稼働中の期間［現場着手（現場測量等）前、年末年始期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間、現場終了後等の期間を除く］における週に２日の現場閉所（以下「現場閉所」という。）を４週８休以上の達成を前提として「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」の補正係数を乗じたうえで予定価格を作成している。

なお受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、施設管理者及び近隣住民等の要望対応並びに地中障害物等の予期することのできない事象に対応するために作業を行う期間を指し、市監督員との協議により決定する。

また、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休にみたないものは補正分を減額変更する。（４週６休以上４週８休未満であっても補正を適用しない）。

・週休2日制工事
（受注者指定方式）

原則週休２日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の受注者希望方式の対象工事である。

本特記事項に記載されていない項目は、「週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領」による

建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休２日が確実に確保できるよう受注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行い、「週休２日制度」を工事看板に明記すること。

受注者は、現場着手前に週休２日の取得計画が確認できる「現場閉所計画」を記載した「週休２日工事実施表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。なお、受注者が週休２日を希望しない場合は、週休２日工事の導入に係る事務取扱要領の対象外とする。現場稼働中の期間［現場着手（現場測量等）前、年末年始期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間、現場終了後等の期間を除く］における週に２日の現場閉所（以下「現場閉所」という。）における週に２日の現場閉所の達成状況に応じて「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和２年6月23日付国営積第4号）に掲載の補正係数を乗じたうえで契約変更する。
なお受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、施設管理者及び近隣住民等の要望対応並びに地中障害物等の予期することのできない事象に対応するために作業を行う期間を指し、市監督員との協議により決定する。

また４週８休以上を希望しない場合、次のとおり工期末を変更する。

週休２日取得計画日数	変更後工期末
４週７休以上４週８休未満	令和　　年　　月　　日まで
４週６休以上４週７休未満	令和　　年　　月　　日まで
４週６休未満	令和　　年　　月　　日まで

◆ 別表

別表．1
・再生資源利用〔促進〕
計画書（実施書）
提出要領

資源有効利用促進法第18条の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定めた省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」による。
「兵庫県建設リサイクルガイドライン」による。

提出の方法
国土交通省総合政策局のリサイクルホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式」をダウンロードして作成する。
提出物
※「建設リサイクル報告様式」入力電子データ　　１部
※紙ベース　１部

段　階	要　件	添付書類	作成者
施工段階のリサイクル計画書（施工計画書）	土砂，砕石，加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物を搬入する工事	再生資源利用計画書	受注者
	建設発生土，ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生材，建設汚泥，建設混合廃棄物等を搬出する工事	再生資源利用促進計画書	受注者
再資源化等の完了又は工事完了段階（建設リサイクル法18条に基づく再資源化等報告書）	土砂，砕石，加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物を搬入する工事	再生資源利用実施書	受注者
	建設発生土，ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生材，建設汚泥，建設混合廃棄物等を搬出する工事	再生資源利用促進実施書	受注者

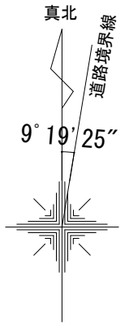

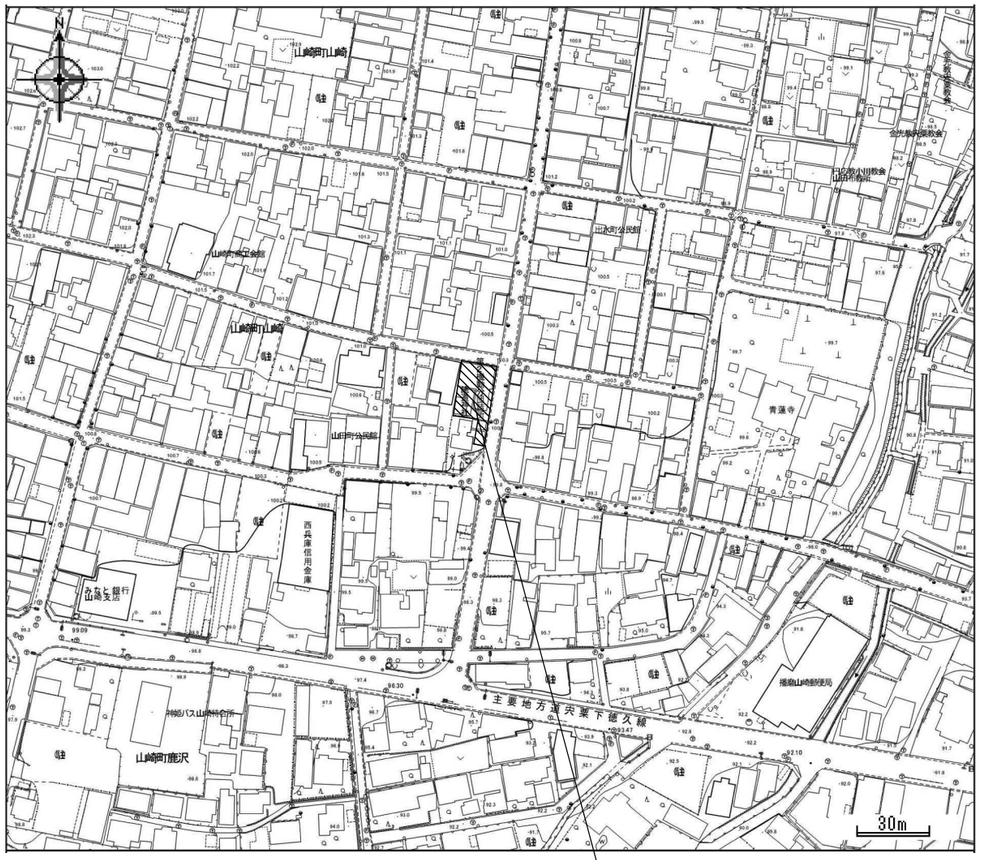

建設地

宍粟市山崎町山崎250番、250番1

付近見取図

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	付近見取図	A3：1/2500	2025/05			A-10

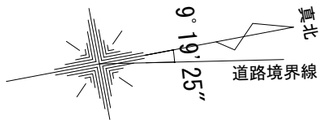

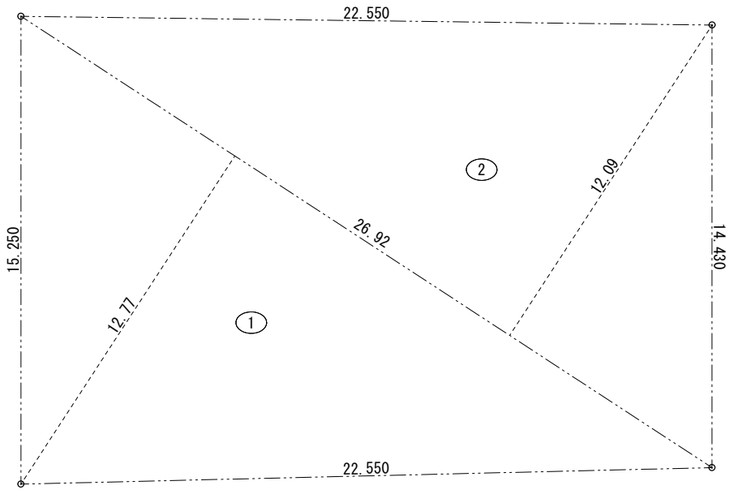

番号	底　　辺	高　　さ	倍　面　積	面　　積
1	26.92	12.77	343.7684	171.88420
2	26.92	12.09	325.4628	162.73140
合　　計				334.61560
敷 地 面 積				334.61　㎡

敷地求積図・求積表

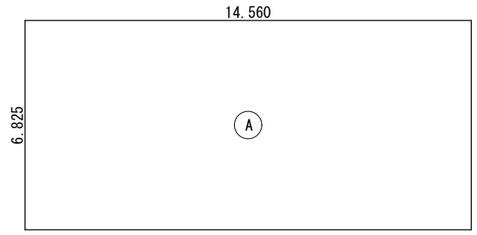

番号				面　　積
A	14.560	6.825		99.372
(延)床面積・建築面積				99.37　㎡
容積率・建ぺい率			99.37 ／ 334.61	29.70　%

建物求積図・求積表

宍粟市

PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	求積図・面積表	A3：1/200	2025/05			A-11

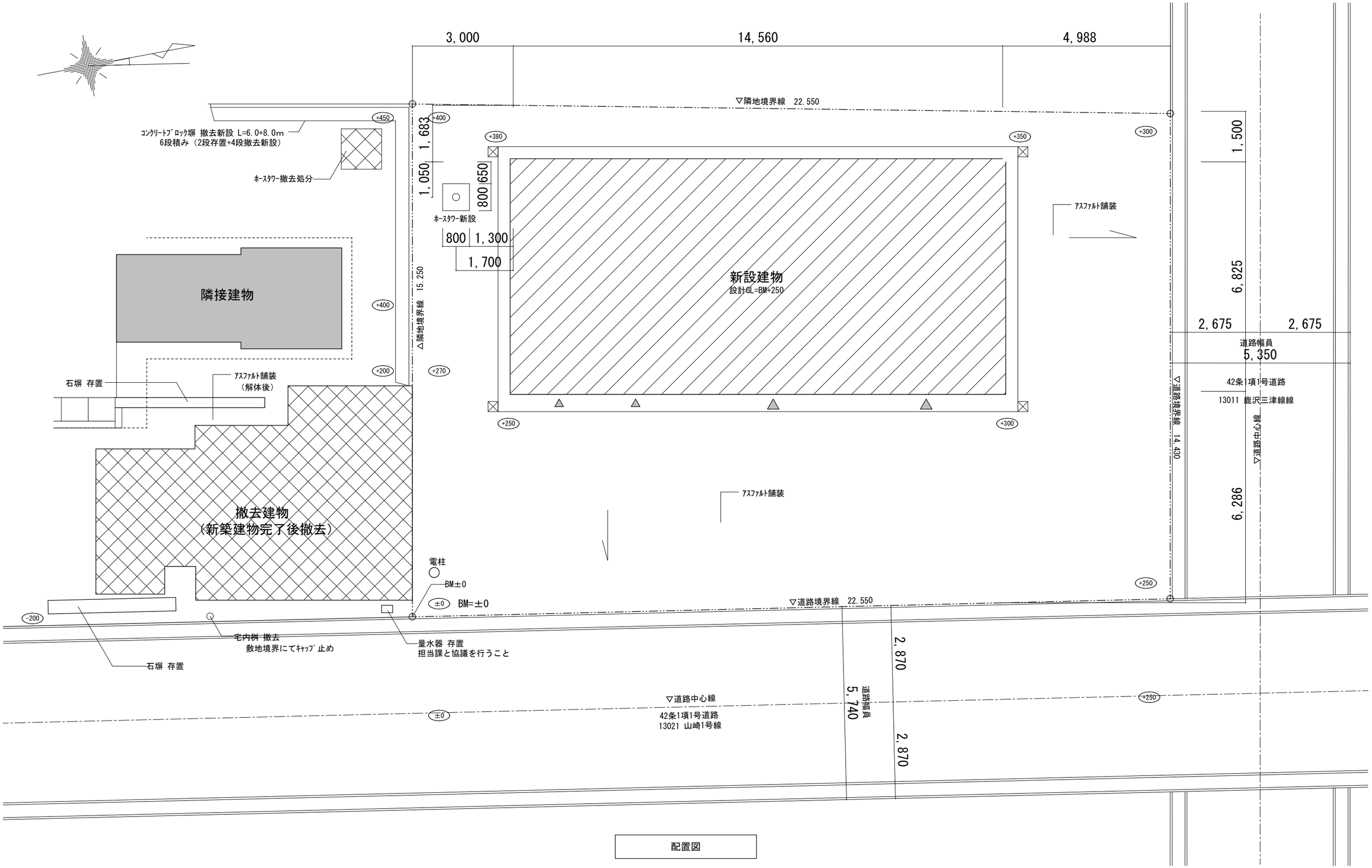

配置図

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	配置図	A3：1/100	2025/05			A-12

外部仕上表

屋　根	屋根:ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.4 瓦棒葺き　ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940 野地板 耐水合板 t=15 雪止め 1段	外　壁	窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t=16 張り 通気・金物工法 透湿防水ｼｰﾄ 貼り 構造用合板 t=12
軒　裏	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 EP塗	巾　木	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引
破風板	化粧杉板 t=30 W=210 ｷｼﾗﾃﾞｺｰﾙ塗	断熱	ｸﾞﾗｽｳｰﾙt=100 HG16
鼻隠し	化粧杉板 t=30 W=150 ｷｼﾗﾃﾞｺｰﾙ塗	建具	ｱﾙﾐ製建具、軽量ﾊﾞﾗﾝｽｼｬｯﾀｰ
		犬走	ﾓﾙﾀﾙこて押え
		その他	妻換気孔:防虫網付既製品

内部仕上表

階	室　名	天井高 床高	床	巾　木	壁	天　井	廻縁	備　考
1　階	土間	3000 ±0	コンクリート直押え	ｺﾝｸﾘｰﾄ 打放(H=300)	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5下地 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5下地 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 t=9	塩ビ製	
	詰所	2600 +400	ラワン合板 t=12 張りの上 複合フローリング t=12 畳下 の上 畳敷き込み	塩ビ製巾木 畳寄せ	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5下地 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5下地 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 t=9	塩ビ製	ｷｯﾁﾝ L=1650　(ｼﾝｸ、ｶﾞｽｺﾝﾛ、天袋、ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ) 畳畳 10.5帖分 天井点検口 450×450(ｱﾙﾐ枠)
	押入	2600 +400	ラワン合板 t=12 張りの上 複合フローリング t=12	雑巾摺	ﾗﾜﾝ合板 t=5.0張り	ﾗﾜﾝ合板 t=5.0張り	塩ビ製	中段、枕棚
	車庫	3000 ±0	コンクリート直押え	ｺﾝｸﾘｰﾄ 打放(H=300)	構造用合板 t=12下地 ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 目透かし張り EP塗	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6　EP塗	塩ビ製	ﾍﾙﾒｯﾄ掛(造作材・金具) 棚(D=750)
	備蓄倉庫	3000 ±0	コンクリート直押え	ｺﾝｸﾘｰﾄ 打放(H=300)	構造用合板 t=12下地 ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 目透かし張り EP塗	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6　EP塗	塩ビ製	棚(D=750)
	WC	2400 +50	複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 消臭ﾀｲﾌﾟ	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 張りの上 ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 t=3 張り	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 張りの上 ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 t=3 張り	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6　EP塗	塩ビ製	化粧鏡、手洗付洋便器、ﾀｵﾙ掛、手摺、棚

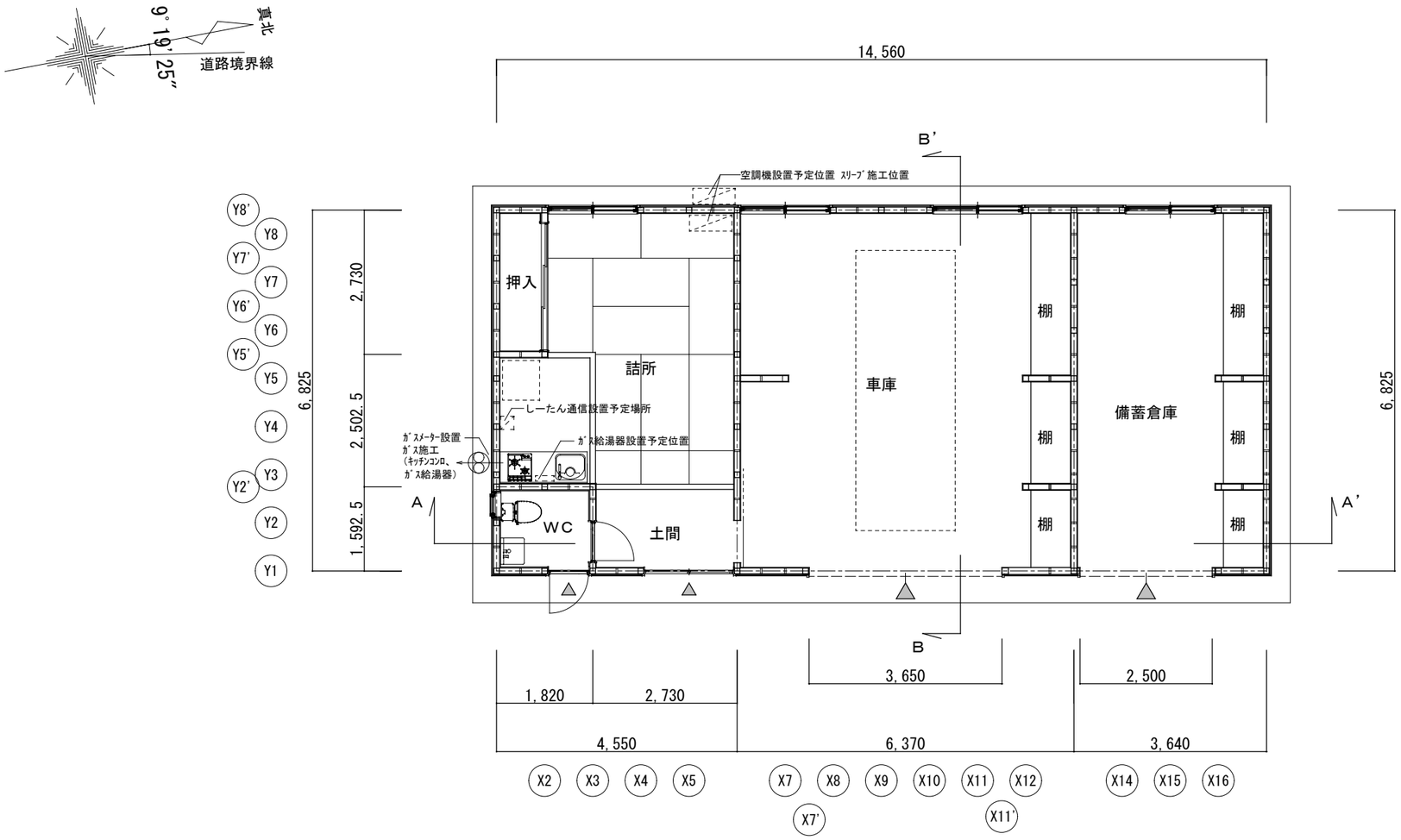

平面図

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	平面図	A3：1/100	2025/05			A-14

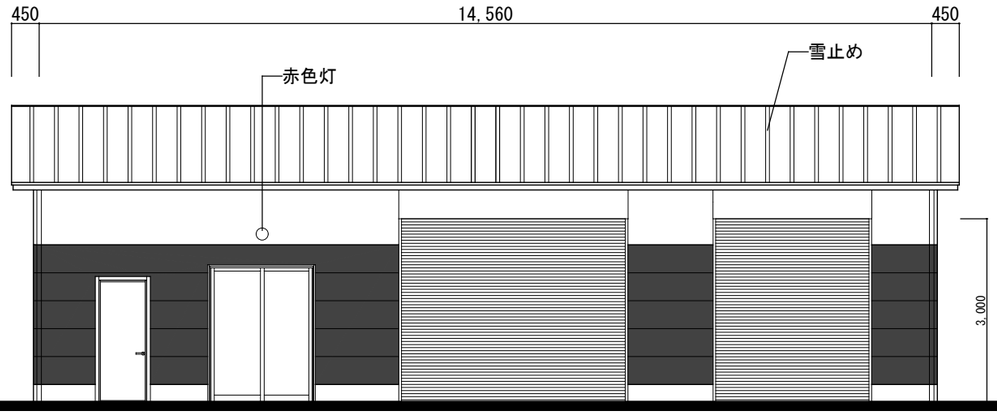

東 立面図

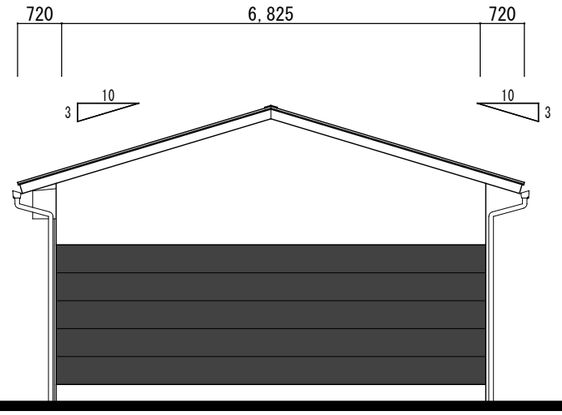

北 立面図

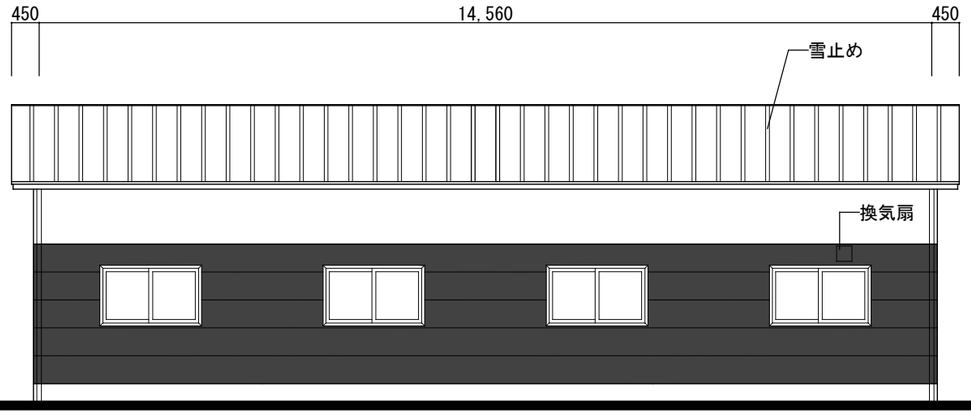

西 立面図

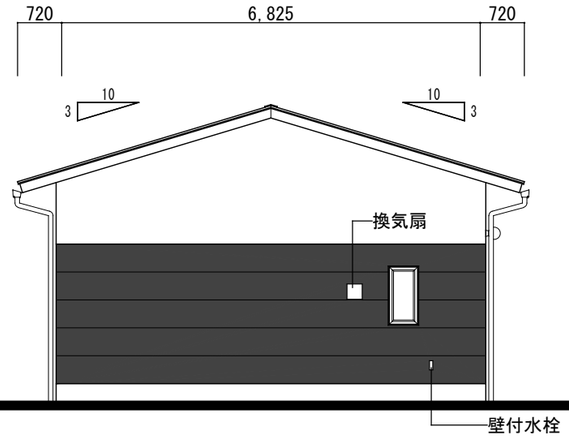

南 立面図

註）歴史的景観形成地区、景観ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに準ずること

宍粟市

PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	立面図	A3：1/100	2025/05			A-15

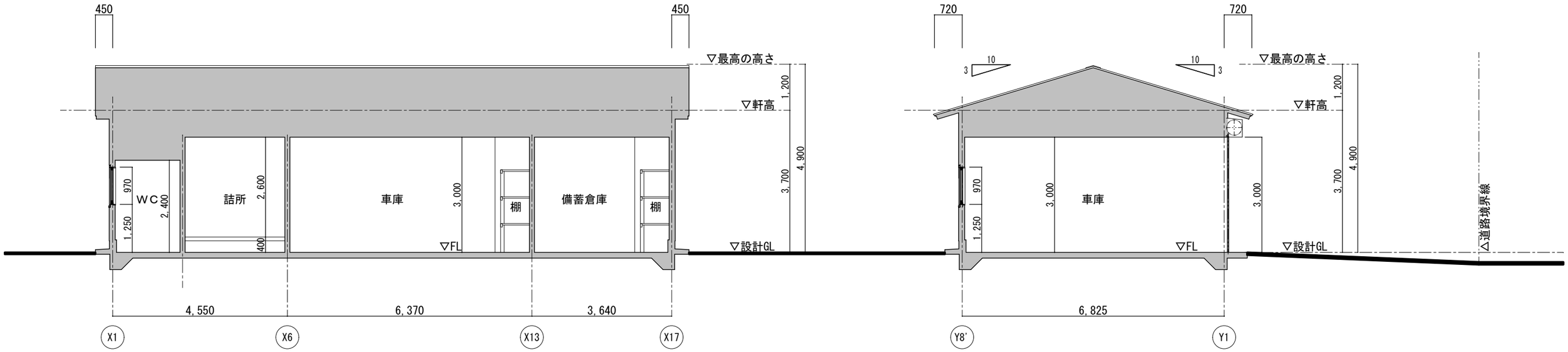

A－A’ 断面図

B－B’ 断面図

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	断面図	A3：1/100	2025/05			A-16

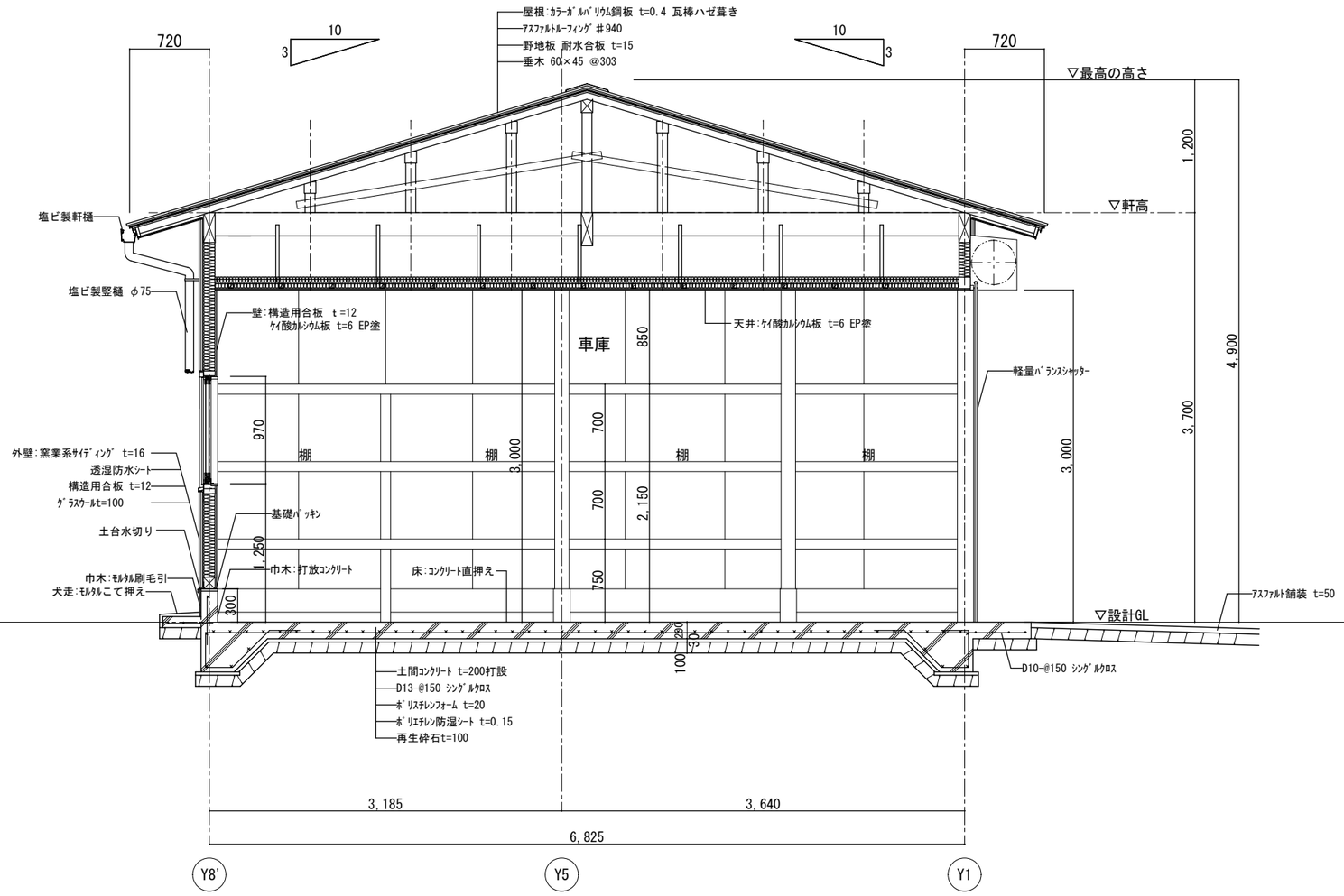

矩計図

	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
宍粟市	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	矩計図	A3 : 1/100	2025/05			A-17

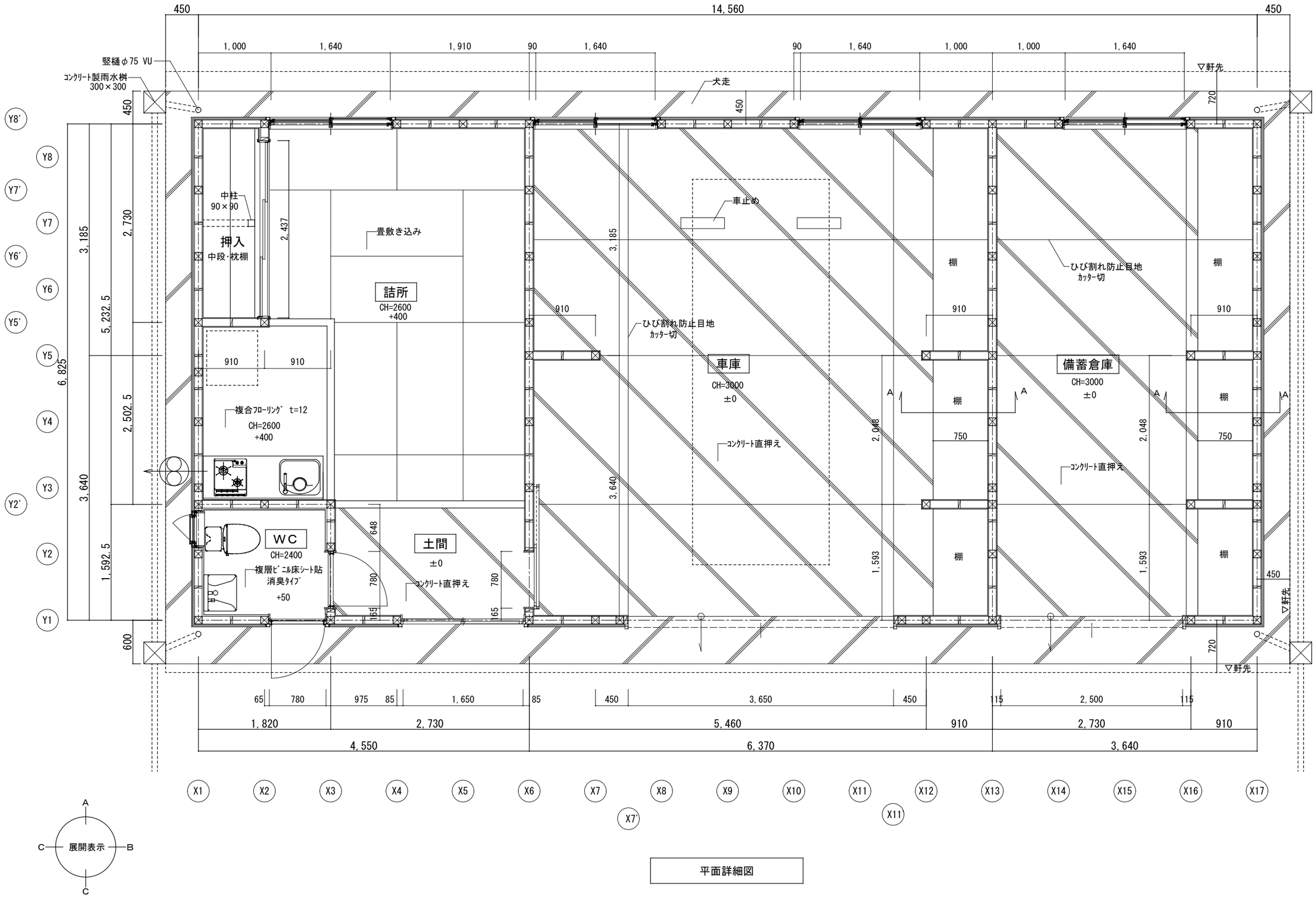

平面詳細図

PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
宍粟市 消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	平面詳細図	A3：1/50	2025/05			A-18

車庫

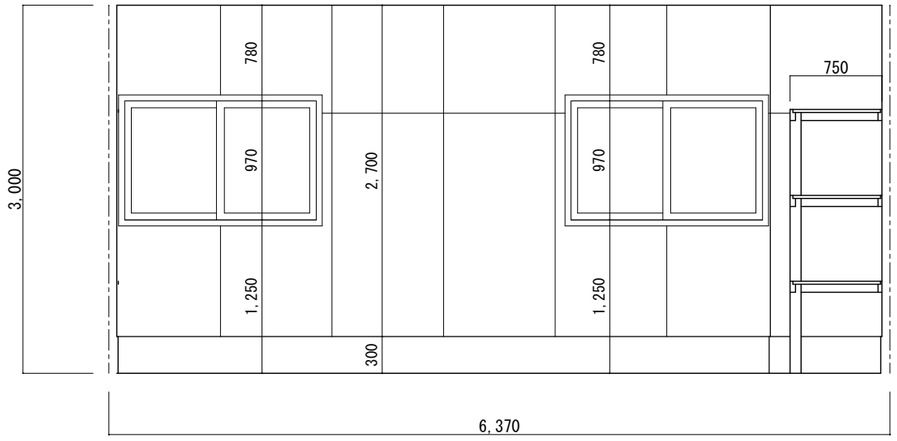

A

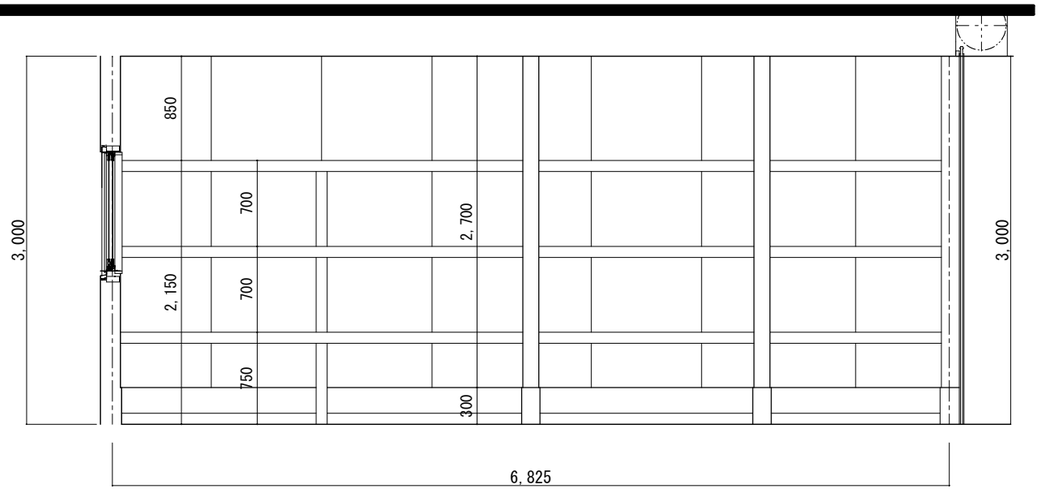

B

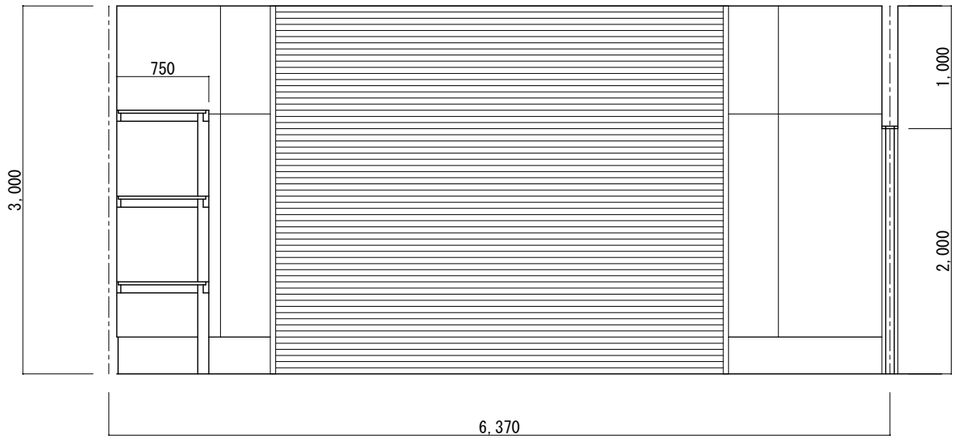

C

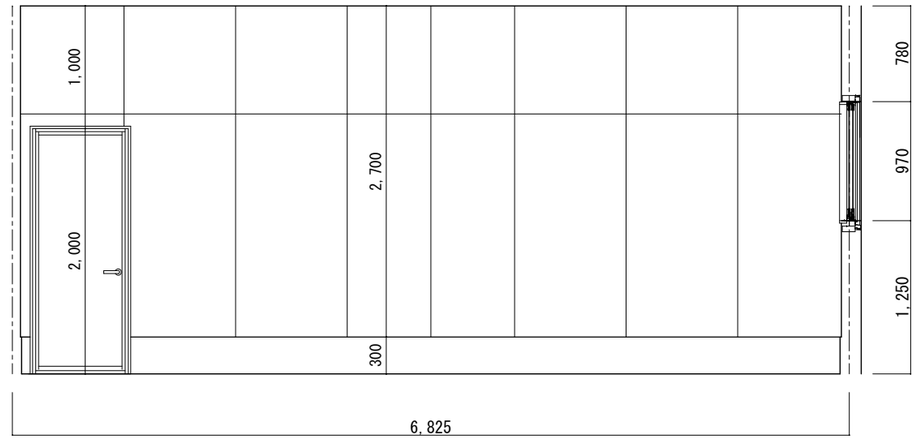

D

備蓄倉庫

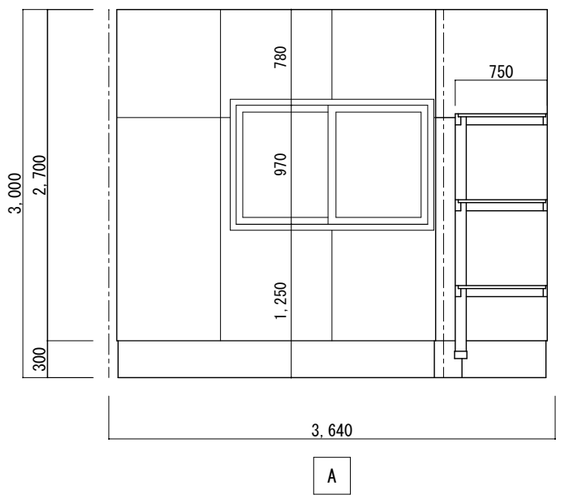

A

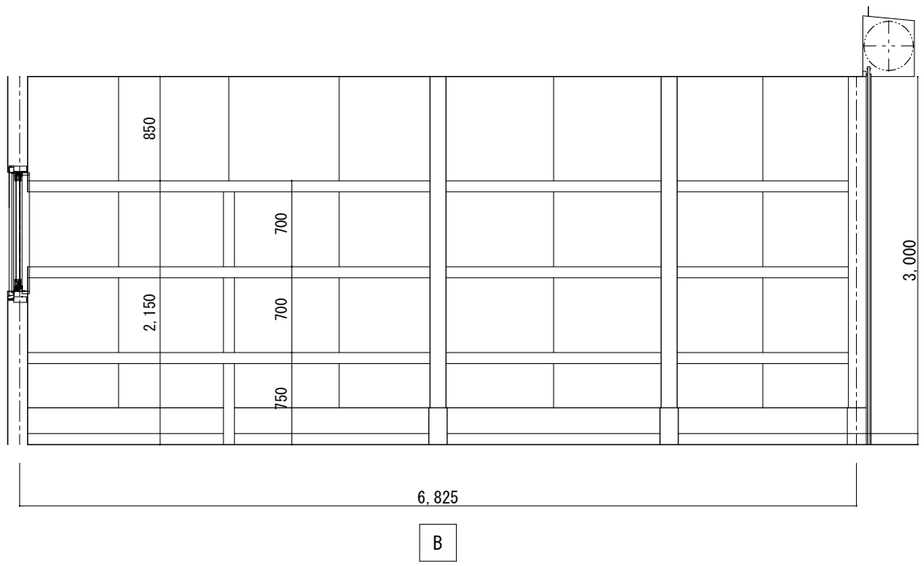

B

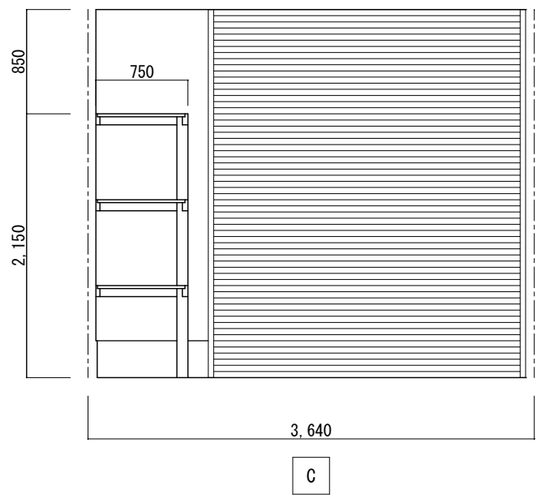

C

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	展開図１	A3：1/50	2025/05			A-19

詰所

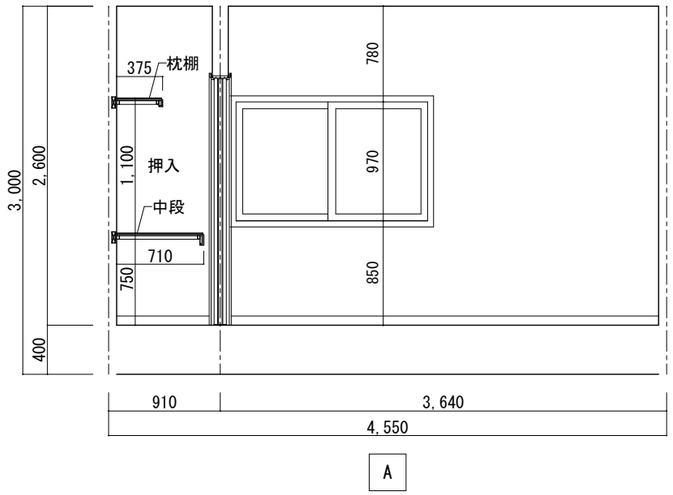

A

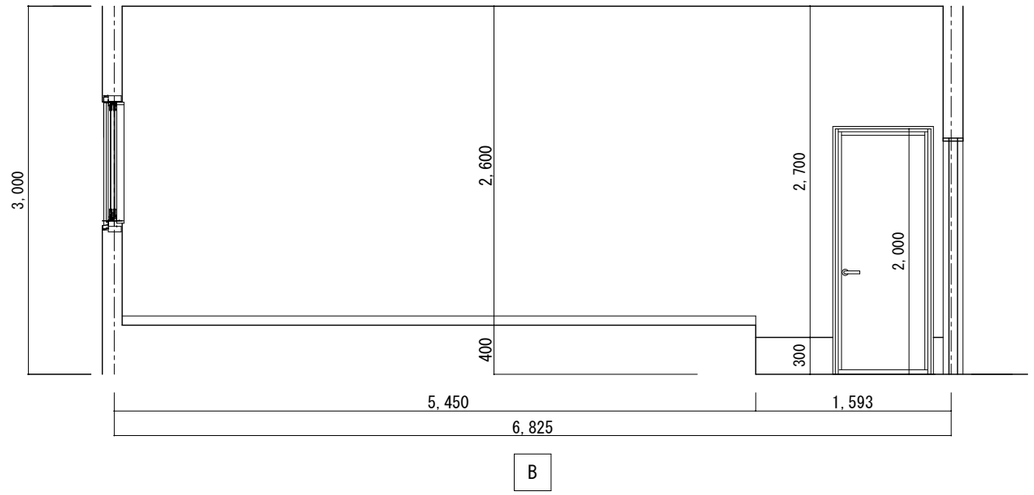

B

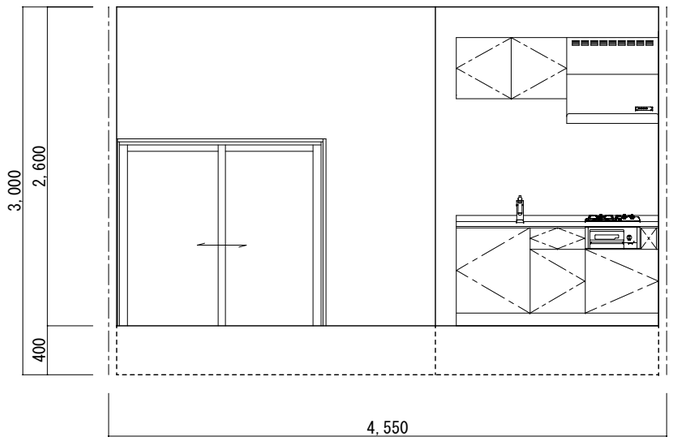

C

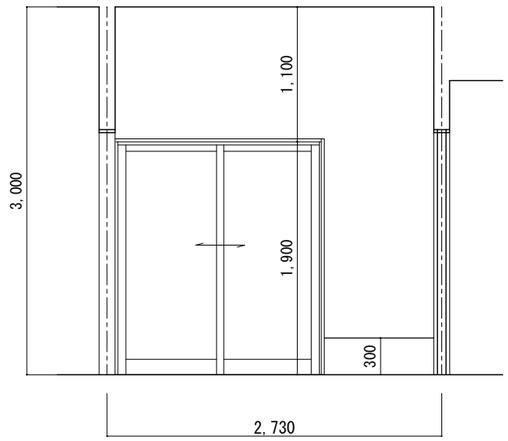

C

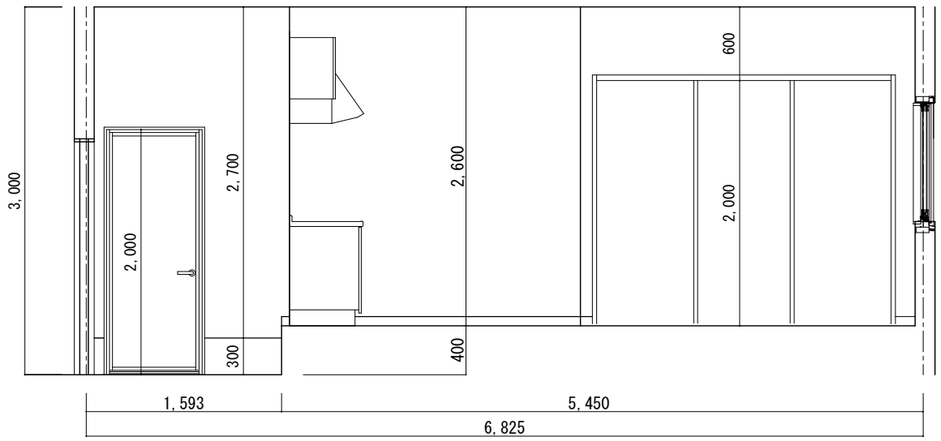

D

WC

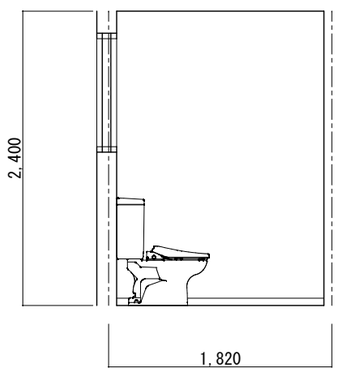

A

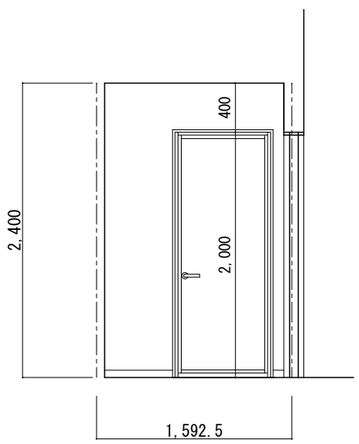

B

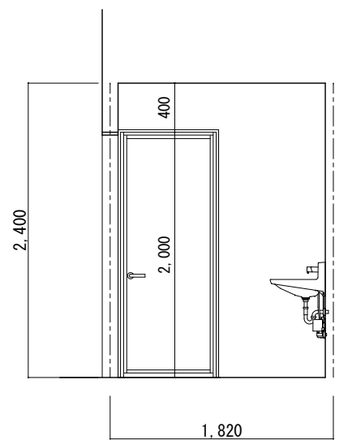

C

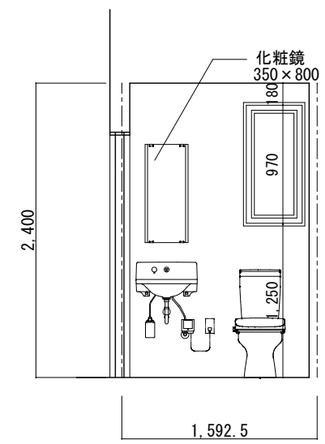

D

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	展開図２	A3：1/50	2025/05			A-20

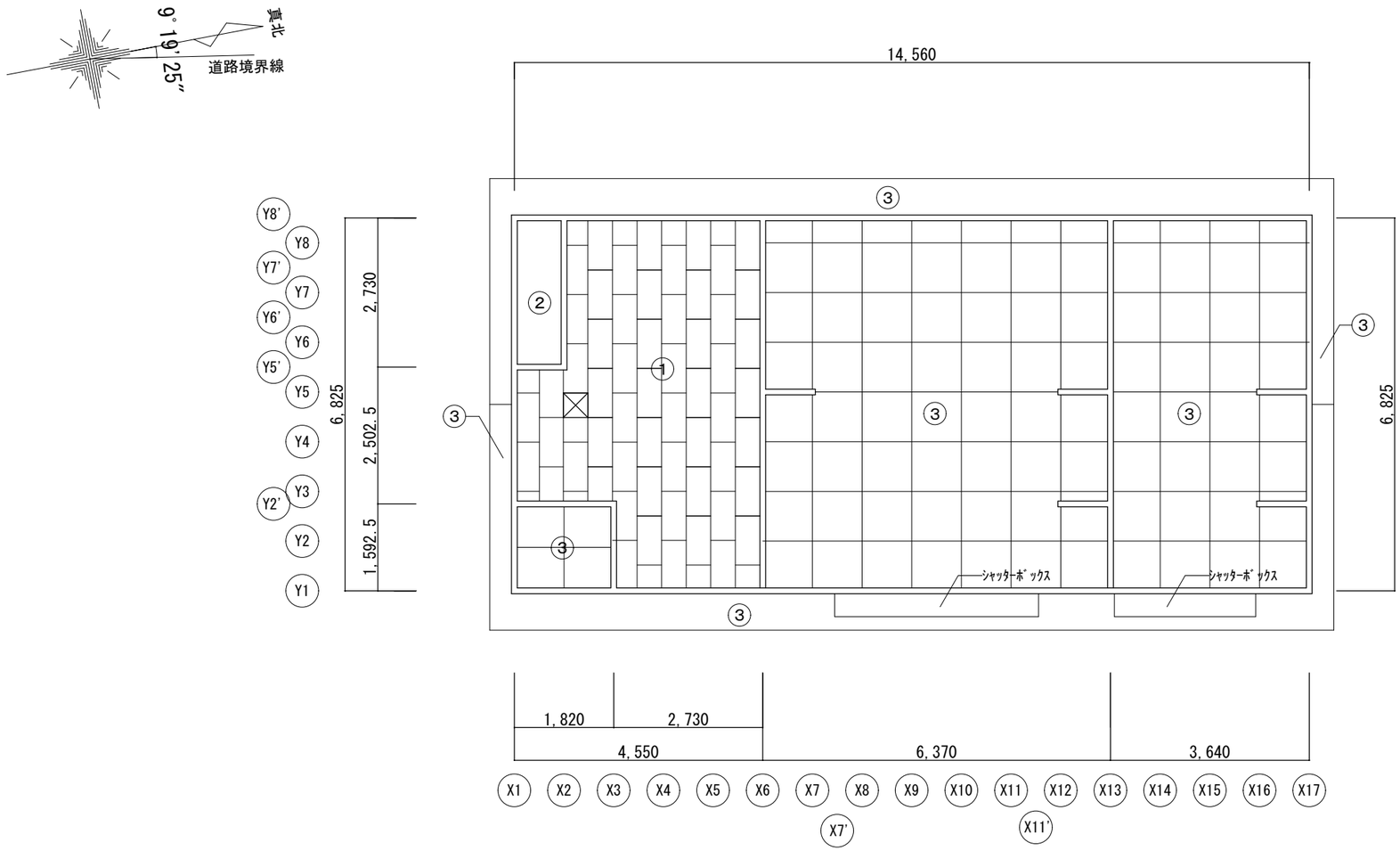

凡　例

①	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5 下地　ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 t=9 張り
②	ﾗﾜﾝ合板 t=5.0 張り
③	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 EP塗
☒	天井点検口

天井伏図

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	天井伏図	A3：1/100	2025/05			A-21

記号	数量	1/AW	4	2/AW	1	1/AD	1	2/AD	1	3/AD	1
形状		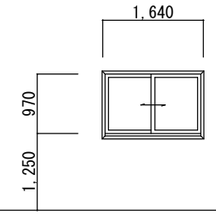		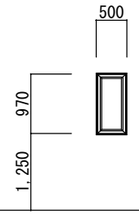		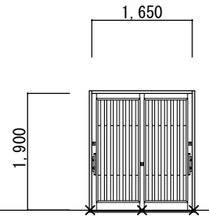		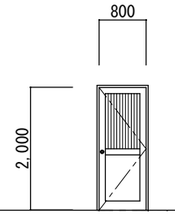		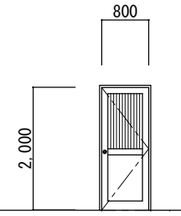	
場所		詰所　車庫　備蓄倉庫		WC		詰所		WC		WC	
形式		引違		縦ﾐり出し		引違戸		片開き框戸		片開き框戸	
見込		70		70		70		70		70	
材質　仕上		ｱﾙﾐ　電解着色		ｱﾙﾐ　電解着色		ｱﾙﾐ　電解着色		ｱﾙﾐ　電解着色		ｱﾙﾐ　電解着色	
硝子		網入り型板ｶﾞﾗｽ厚6.8		網入り型板ｶﾞﾗｽ厚6.8		ﾃﾞｻﾞｲﾝ型ｶﾞﾗｽ厚4.0+10+型ｶﾞﾗｽ厚4.0 目板格子		網入り型板ｶﾞﾗｽ厚6.8　腰ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ　ﾀﾃ格子		網入り型板ｶﾞﾗｽ厚6.8　腰ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ　ﾀﾃ格子	
金物		ｸﾚｾﾝﾄ、付属金物一式		ｸﾚｾﾝﾄ、付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
		ｱﾙﾐ水切、額縁		ｱﾙﾐ水切、額縁		ｱﾙﾐ水切、取手、額縁、引違い錠		ｱﾙﾐ水切、額縁、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｻﾑﾀｰﾝ、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ		ｱﾙﾐ水切、額縁、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、表示錠、ｻﾑﾀｰﾝ、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ	
備考		網戸		網戸		下枠SUS加工		下枠SUS加工		下枠SUS加工	

記号	数量	4/AD	1	1/SS	1	2/SS	1			1/WD	1
形状		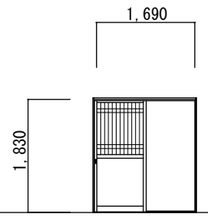		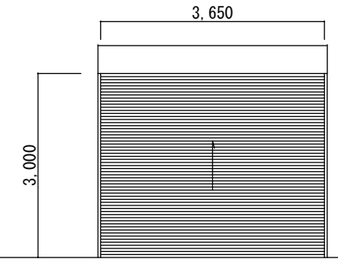		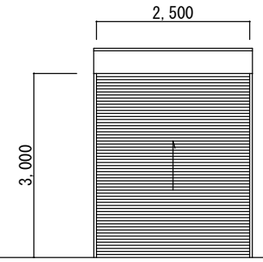				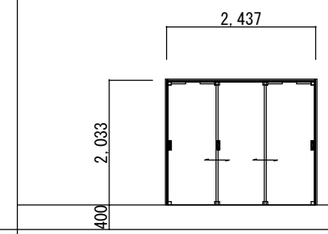	
場所		WC		車庫		備蓄倉庫				詰所	
形式		中桟付片引き戸		軽量ﾊﾞﾗﾝｽｼｬｯﾀｰ　手動式		軽量ﾊﾞﾗﾝｽｼｬｯﾀｰ　手動式				3枚引違	
見込		70								149	
材質　仕上		ｱﾙﾐ　電解着色		ｽﾗｯﾄ：ｶﾗｰ鋼鈑厚0.8		ｽﾗｯﾄ：ｶﾗｰ鋼鈑厚0.8				ｵﾚﾌｨﾝｼｰﾄ化粧板	
硝子		型板ｶﾞﾗｽ厚4.0　腰 ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ								ー	
金物		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式				付属金物一式	
		額縁、彫込み取手、引戸錠、面格子		錠		錠				引手、枠、見切、引戸ﾚｰﾙ	
備考		下枠SUS加工		宍粟市消防団　山崎支団 第２機動分団（文字）　駐車禁止ﾏｰｸ						ﾀﾞｲｹﾝ／hapia引戸･3枚引違同等品	

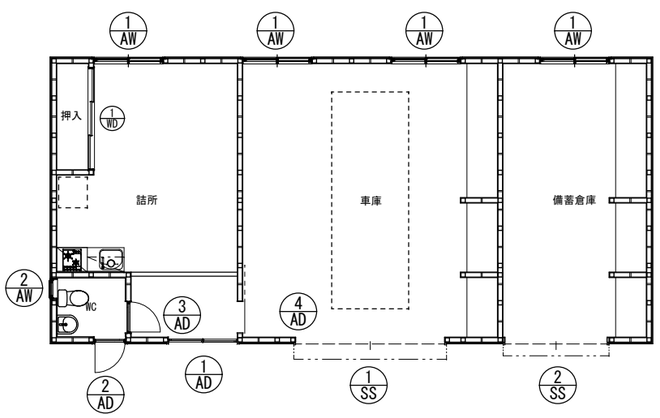

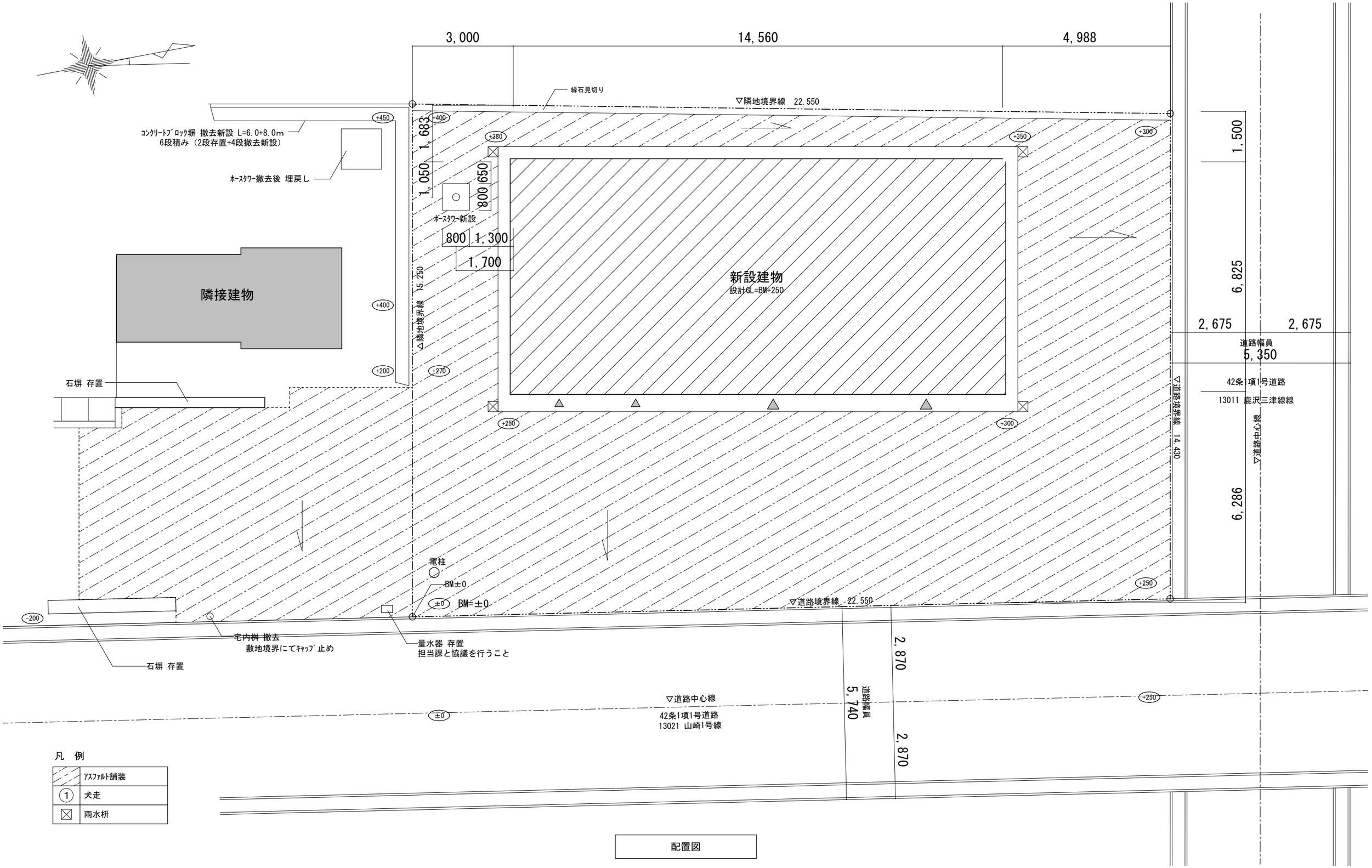

配置図

宍粟市	PLOJECT	TITLE	SCALE	DATE	DESAIN BY	DRAWING BY	DESAIN NO.
	消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事	外構図	A3：1/100	2025/05			A-23

木製棚　1/20

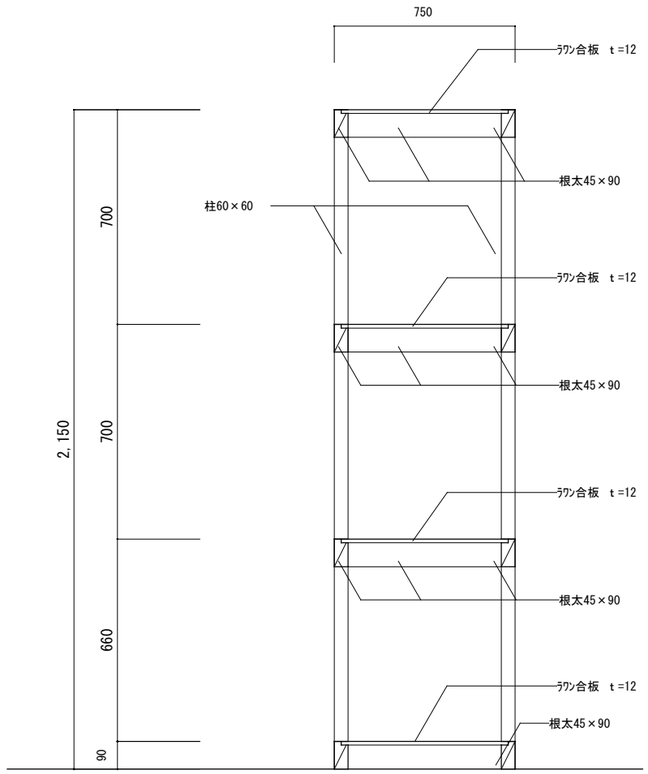

Ａ断面図

註）見え掛木部 SOP塗り

ヘルメット掛け　1/20

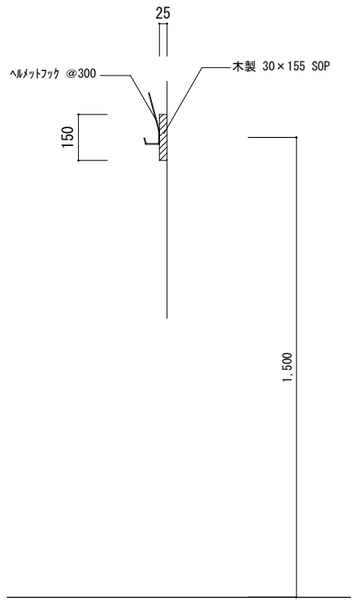

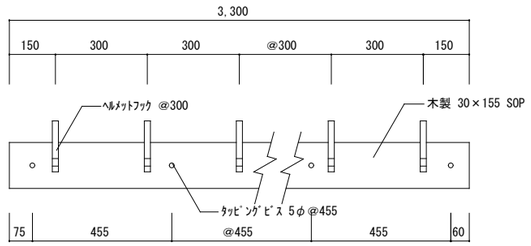

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装　1/10

-1　加熱系（アスファルト混合物
又は石油樹脂系混合物）

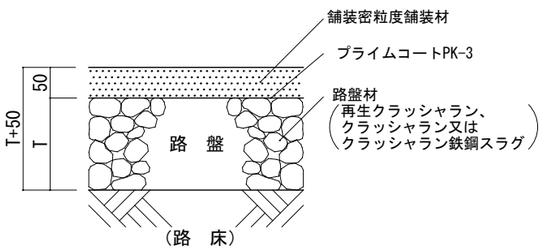

T(mm)：150

車止め　1/20

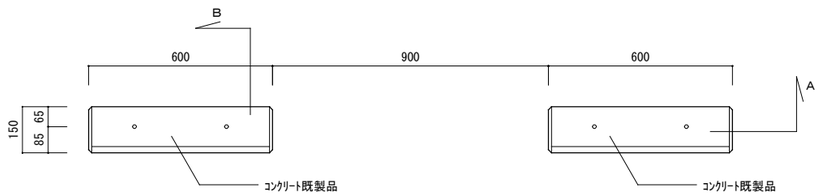

平面図

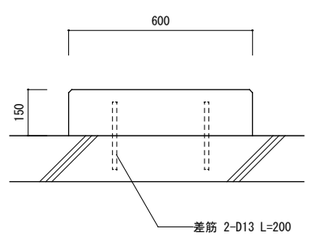

Ａ断面図

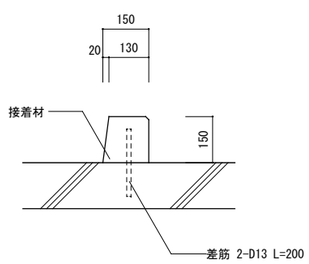

Ｂ断面図